

ISSN 2432-6089

法と情報雑誌

The Law and Information Magazine

第 10 巻第 7 号（通巻第 68 号・2025 年 9 月）

法と情報研究会 編

本号目次

[資料]

夏井高人 法情報学 I 講義案(その 2)

1～62 頁

法情報学 I 講義案(その2)

2025 年 9 月 27 日
明治大学法学部教授
夏 井 高 人

諸言

私は、明治大学法学部専任教授として採用されて以来、1997 年から現在まで法情報学の科目を担当してきた。

2020 年以降は、明治大学法学部 3 年次・4 年次配当の講義科目『法情報学 I』及び『法情報学 II』を電子板書方式によるオンライン授業(メディア授業)として提供・実施してきた。そのような電子的な講義を提供するために、事前に講義案を準備した。

各授業年度において、前年度の講義案の内容を見直し、誤字・脱字等を補正し、誤解や錯覚等のあった箇所を改めた。また、当該年度において最新の講義内容を提供するために必要な改訂を重ねてきた。

ただし、これまで、『法情報学 I』及び『法情報学 II』の講義案を一般公開したことはなく、また、オープンデータとして講義案の内容に誰でもアクセスできることを許諾したこともない。

私は、2026 年 3 月末日をもって明治大学を定年退職する。

受講中には『法情報学 I』の講義内容を十分に理解することができず不本意な結果に終わってしまった受講生が社会人として独学で法情報学の勉強に再挑戦するための助けとするため、また、(後任の教員予定者との間で引継ぎが全くないというのが現在の日本国の大学の慣行なので)後任の教員予定者において私がどのような分量と質の講義を提供していたのかを知る機会を提供するため、そして、読者全員に対して法情報学の分野における実験的な講義の記録を資料として提供するため、2025 年度に実施した『法情報学 I』の第 1 回～第 14 回(最終回)の講義案を一部修正し、形式と体裁を整えた上で、法と情報雑誌の中で資料として分割公表することにした。

この「法情報学 I 講義案(その2)」は、2025 年度に実施した『法情報学 I』の第 5 回～第 7 回の講義内容を収録している。

念のため付言しておく、講義案の中で参考サイトの場所として示した URL 等は、講義の準備のために確認した日に存在したものであり、その確認日は、講義案の中で明示してある。

実際に使用した講義案に近いものを記録化して公表するというこの「法情報学 I 講義案(その2)」の目的に照らし、授業の準備のために実際に確認した日以降のものに関しては、原則として、それらの参考サイトが現時点でも存在するかどうか、現時点における URL が同一のものであるかを確認していない。

ただし、現時点では完全に消滅してしまった参考サイトに関しては、その URL 等を講義案の原稿の中から削除した上で、本文を一部修正して対応する扱いとした。

他方、講義案の中で引用・参照している書籍(特に著作権保護期間経過後の書籍)の表題に関しては、出版社や版の相違によって異なっている場合がある。

学術論文であれば、当該書籍や文献資料等がどの版のものであるかを仔細に検討し、版の間の相違を明確に意識して識別することが重要になることがあり得るが、『法情報学I』及び『法情報学II』の講義は、特定の書籍の個別の解説や内容の検討結果等を提供することを目的としていない。

それゆえ、同一の内容の書籍であっても複数の異なる表題をもつ版が存在する場合、厳密さを重視するというよりは、受講生が探して読むために必要な識別子としての書誌情報という観点から選択した表題を示すことにした。

そして、講義の中で参照・引用した法令の条項等は、当該回の講義を準備する際には条項の内容等を確認したけれども、その後の法令の改廃等を全く反映していない。

それゆえ、観念的には、現時点では日本国内において有効に施行されていない法令の条項が含まれていることがあり得る。

加えて、実際の講義においては、分量の関係から、参考資料やレジュメ等の名称の別文書として(受講生の予習のために)事前に提供し、実際のオンライン講義(メディア授業)では、事前提供した参考資料等の内容を重複して提供することなく、事前提供した参考資料等の該当箇所等を参照しながら講義を実施した。そのような事前提供資料の中には、私の個人ブログである「Cyberlaw ブログ」及び「怠け者の散歩道2」の個々の記事の中で示した私見や参考資料等も含まれる。

しかし、この「法情報学I講義案(その2)」では、当該回の講義案の内容と参考資料等の内容を統合した内容のものとして一体化して編集してある。

それゆえ、実際に実施された講義においては、受講生は、この「法情報学I講義案(その2)」に講義案として収録した分量の講義内容全部について、当該回の講義時間内に提供を受けたわけではない。

なお、この「法情報学I講義案(その2)」のための原稿の校正に際し、唐亀侑久氏(株式会社ラック)の助力を得た。同氏の助力に心から感謝する。

目次

諸言	1
目次	3
第 5 回:オープンデータの理論と実際(1)	5
1 オープンデータ	5
1.1 オープンデータの概念	5
1.2 類似の概念との相違	5
1.3 アクセスの権利の行使が問題となり得る場合	5
1.4 私人対私人の場合のアクセスの権利の行使	6
1.5 知的財産権との関係	7
1.6 法情報における情報論としての集合関係	8
1.7 アクセスの対象となるデータ・情報の存在形態	8
1.8 権利の行使一般	9
1.8.1 アクセスの要請に対処するための手間と費用の問題	10
1.8.2 解決手法または緩和手法としてのオープンデータ	12
1.9 メタデータ, データセット	13
1.10 個人データが含まれている場合の取扱い	13
1.11 電子的なデータと非電子的なデータが混在する場合	14
1.12 オープンデータ政策の転換点	14
2 オープンデータの実際	15
2.1 国が提供するオープンデータの例	15
2.2 自治体が提供するオープンデータの例	17
3 オープンデータを理解する上での留意点	18
3.1 法哲学上の根拠を考える際の留意点	18
3.2 潜在的なバイアスや洗脳と関連する留意点	22
第 6 回:オープンデータの理論と実際(2)	23
1 オープンデータ政策	23
1.1 オープンデータ制度の法哲学上の根拠	23
1.2 関連する国家政策の優劣	24
1.3 EU の基本戦略の一部としてのオープンデータ政策	25
1.4 EU のオープンデータ政策の主な適用対象など	26
1.5 立法史と語彙	27
1.5.1 法改正	27
1.5.2 語彙	27
1.6 人工知能政策及び情報経済政策との関係	28
1.7 オープンデータとすることのできるデータの類型	28
1.8 オープンデータとはされないデータの類型	29
2 EU におけるオープンデータの二次利用	33
2.1 EU におけるオープンデータ利用の基本原則	33
2.2 使用許諾と標準約款	33

	2.3 メタデータやデータセットに関する実務的な手当て	34
	2.4 オープンサイエンスとの関係	34
	2.5 無料提供の原則	35
	2.5.1 基本原則	35
	2.5.2 有償とする場合の会計の透明性確保	36
	3 適用除外	37
第7回:オープンデータの理論と実際(3)	1 オープンデータ政策と経済政策との関係	40
	2 EU のデータ経済政策	41
	3 著作権法上の問題点	46
	3.1 一般原則	46
	3.2 私的使用の場合の例外	48
	3.3 引用の場合の例外	50
	3.4 オープンデータ化することの意義	52
	3.5 複数の権利(法的利益)が混在する場合の調整	53
	3.6 オープンデータ政策と著作権保護との関係	54
	3.6.1 損害賠償責任と立証責任	54
	3.6.2 パブリックドメインの相対性	55
	4 商標権、特許権等との関係	57
	4.1 総説	57
	4.2 特許権	57
	4.3 商標権など	58
	4.4 営業秘密	60
	4.5 データベースの保護	61

法情報学 I 第5回講義案
オープンデータの理論と実際(1)
(2025 年 5 月 19 日開講)

明治大学法学部教授
夏 井 高 人

1 オープンデータ

1.1 オープンデータの意味

オープンデータ(open data)は、第三者からの支障のないアクセス(free access)が一般的に認められているデータのことを意味します。

この場合の「open」は、「closed」ではないということを意味しています。

1.2 類似の概念との相違

一般に、オープンデータとパブリックドメイン(public domain)とは、しばしば混同されます。しかし、これらの概念は、相互に異なるものです。

オープンデータでは、当該データの保有者の著作権等の権利が保留されたままで、無条件のアクセスの権利または条件付きのアクセスの権利が認められます。

これに対し、パブリックドメインとは、当該データの保有者の権利が失効している場合、または、当該データの保有者の権利が無効となった場合のことを指します。

パブリックドメインの場合、権利者が存在しないために、当該データへのアクセスが自由に認められることになります。

このことは、権利者不存在という状態の結果として生ずる反射的效果のある状態として理解することもできます。

1.3 アクセスの権利の行使が問題となり得る場合

オープンデータとの関係においてアクセスの権利の行使が問題となり得る場面とは、何らかの正当な根拠により、当該データの保有者がそのデータへの他者からのアクセスを拒否し得るような場合だけです。

一般的にはアクセスを拒否可能な場合であっても、(一定の法律要件を満たすことを条件として)裁判所の命令によって強制執行可能なアクセスが存在するときは、そのようなアクセスは、正当な根拠(裁判所の判断)に基づくアクセスの権利の行使として認識・理解されます。

このような意味での情報へのアクセスの権利の存否及びその行使方法は、一般的には、私人対公権力主体という関係が成立する場合に限り、問題となり得るものです。

既に説明したとおり、私人対私人の場合には、そもそもアクセスの権利が成立しないのが普通ですので、その権利の行使も問題になりません。

1. 4 私人対私人の場合のアクセスの権利の行使

私人対私人の場合には、当事者間において契約等による同意または許諾がある場合を除き、情報へのアクセスの権利が認められることはあり得ません。

この点に関し、例年、「私人に対するアクセスの権利が認められないのはおかしい」と考える受講生があるようです。

しかし、仮に他の私人に対する私人の無制約のアクセスの権利があると仮定した場合、「自分自身がそのアクセスを受ける相手方だったとしたら、承服できるものかどうか」を考えてみれば、この問題の本質を理解しやすいでしょう。

例えば、自分の私室の中にある情報に関し、全然知らない誰かが「アクセスの権利がある」と主張し、同意なく勝手に入り込んで来たとしたら、あなたはどのように感じるのでしょうか？

また、例えば、受講生が会社経営者であると仮定し、顧客でも何でもない私人が「アクセスの権利がある」と主張し、勝手に事務室の中に入り込んできて会社の重要書類等の写真を撮り始めたとしたら、どういふことになるでしょうか？

要するに、私人対私人の関係の下にある場合において、ある権利を認めるかどうかを考える際には、一般的には、「その権利があると仮定した場合に、その権利の行使を受ける相手方がもし自分自身であったとすれば、無条件でそれを承服できるかどうか」を考えてみれば良いでしょう。

一般に、自分が他人や企業のことを「知りたい」と思うことは各人の自由ですが、その自由を(権利の行使として)強制的に実現できるかどうかは全く別の問題です。

裁判所が強制執行可能という意味で強制的なアクセスの権利を認めるべき場合には、それ相応の法的根拠が存在しなければなりません。

そうでなければ、法治国家ではなく、ジョージ・ミラー監督・メル・ギブソン主演の映画作品『Mad Max』(1979 年)の世界や漫画及び原作武論尊・作画原哲夫の漫画作品『北斗の拳』(1983～1988 年)の世界の

ような「放置国家」の状態となってしまいます。

権利の行使が法的根拠のあるものであり、かつ、適正な手続に従ってその権利が行使されている場合、当該権利の行使を受ける者が「それは承服できない」と考えたとしても、その権利の強制を甘受しなければなりません。そうでなければ、「法の支配」を維持できなくなります。

それゆえ、一般に、誰かによって「権利である」と主張されているものに関して正当な法的根拠が存在するかどうかを理解・判別できるための知識と能力をもつこと、そのための勉強を重ねることが大事です。

そのような力を育てるために学生に対して助力することは、大学法学部の重要な任務の 1 つです。

逆にそのような権利が存在しないのに、権利があるとして私的領域へのアクセスまたは私的情報へのアクセスが強行された場合、そのようなアクセスは、適法行為ではありません。そのような行為は、違法行為として、民事上は不法行為(民法第 709 条)を構成し、また、刑事上は強要罪(刑法第 223 条)等の犯罪行為を構成し得ることになります。

例外的に私人の情報に対するアクセスが認められる場合に関しては、後で説明します。

1.5 知的財産権との関係

私人が保有するデータへのアクセスに関しては、当該データの知的財産権も考慮しなければなりません。

知的財産権が存在しているデータに関しては、それがオープンデータに該当する場合であっても、その知的財産権が消滅しているわけではなく、アクセス制限が一部解除されているだけです。それゆえ、当該知的財産権の権利者が同意しない限り、そして、当該知的財産権に適用される法令に定める条件を満たさない限り、当該知的財産権の侵害行為となります。

この意味での知的財産権には、著作権、特許権、商標権、意匠権、営業秘密等の私法上の権利が含まれます。

他者が保有する著作権を侵害する行為を実行した者は、民事上では不法行為(民法第 709 条)に基づいて損害賠償請求を受け得ることになり、また、刑事上では犯罪行為(著作権法違反の罪)として処罰され得ることになります。

ただし、この講義の中で全ての知的財産権と関係する全ての論点について詳細に説明することは適切なことではないので、この講義では、一般的な概要説明を提供するだけとします。

1.6 法情報における情報論としての集合関係

「法情報」という集合は「情報」という集合の部分集合です。

「情報」の集合全部に対する無条件のアクセスの権利が認められる場合、その部分集合である「法情報」への無条件のアクセスの権利も認められ得ることになるでしょう。

しかし、この逆は成立しません。

例えば、「法情報」への無条件のアクセスが認められる場合であっても、「(国家の機密情報)などの別の属性をもつ部分集合である法情報へのアクセスのような)全ての部分集合を包摂する総体としての「情報」という集合全体に対する無条件のアクセスが認められることにはなりません。

同様の理由により、「情報」という集合の部分集合である「法情報」の集合全部に対する無条件のアクセスが認められる場合であっても、「情報」という集合を構成する別の部分集合へのアクセスの権利が必ず認められるとは限りません。

例えば、個人の「プライバシー情報」は、「情報」という集合の部分集合ですが、行政庁が保有する「法情報」への無条件のアクセスの権利が一般的に認められる場合であっても、私人(個人)の個別の「プライバシー情報」へのアクセスの権利が認められることにはなりません。

1.7 アクセスの対象となるデータ・情報の存在形態

一般に、データまたは情報へのアクセス(access)は、電子的な対象に対して電子的な手段によって実行される場合だけに限られません。

例えば、図書館に収蔵されている物体としての書籍に含まれている情報へのアクセスのためには、その図書館の入館手続や書籍の閲覧・謄写のための手続等が必要になりますし、通常は、謄写のための費用が発生します。

図書館の建物へのアクセスのための自宅からの移動のための手間と時間と費用は、基本的には、そのアクセスを求める者の自己負担となります。

要するに、「アクセス(access)」が電子的な世界に限られた用語だと自分勝手に思いこむことをやめ、文脈に応じて多種多様な意味をもち得る語だということを理解しなければなりません。

一般に、ここで述べたことは、「アクセス」という語だけに限定されるものではありません。存在する全ての「語」について同じことが言えます。

そうである以上、「自分が知っている語彙や意味だけが全てだ」という傲慢や自己過信を全て破壊し、「自分は何も知らない」という明確な認識に1秒でも早く達した人が、競争者の間では勝者となり得ます。

それゆえ、「何も知らない」のであれば、知るように努力・工夫すべきです。

これに対し、自分自身が「何も知らない」ということに気づかない人は、その努力・工夫をする契機が存在しないことになるので、(神の目から見れば)無知蒙昧のまま停滞することになります。

インターネット上検索の AI 要約等において、客観的には対象 X が存在するのに「X は存在しません」と表示されることがあります。その AI の情報源であるデータベース中に情報が存在しないということと、事実である X が存在しないということは全く別のことです。「X に関する情報が存在しない」ということは、人間の脳の中に関連知識が存在しないという状態と同じなので、「X が存在するかどうかは知りません」と表示するのが正しいと言えます。にも拘わらず、全ての知識が学習されていることを前提として「X は存在しません」と表示することは、虚偽内容の情報を提供する欺瞞的または自己過信的な推論システムであることを自認していることになります。そして、そのような虚偽内容の情報は、AI システムによって更に学習され、累積的または加重的に虚偽内容の情報ばかりが学習されるシステムであり続けることになります。現在の GPT アプリまたは GPT サービスは、そのようなシステムを基礎としています。

このようにインターネット上の虚偽内容の情報が累積的に学習され続けるような状況においては、確率論を基礎とする理論及び手法は、GPT アプリまたは GPT サービスから提供される出力の内容的(意味的)な信頼性を保証する能力がありません。

実際には、インターネット上で検索可能な情報の中で真に信頼するのに足りる正しい内容の知識は、それほど多いとは言えません。

それゆえ、インターネット上で検索可能な情報だけを基礎とする場合、常に「無知」であるか「無知に近い」という当たり前のことを理解すべきです。

古代ギリシア哲学以来の「無知の知」は、常に正しいです。

1.8 権利の行使一般

以上で説明したことを前提にした上で、「権利がある」とは言っても、その権利の行使が強制されるとすれば義務になってしまうので、権利の行使は強制されません。

一般に、権利は、その権利を行使する必要のある者だけが行使すれば足りるものです。しかし、権利は、行使されなければその権利を実現し、その法的効果を享受することができません。

その意味で、民法に定める時効制度の文脈においてのみではなく、権利の実現一般という文脈においても、一般原則として、「権利の上に眠る者は保護されない」の原則が適用されることになります。

そして、アクセスの権利に関しても、その権利の行使には、法的に認められる個々具体的な手順や手続が必要です。

このことに関し、私人対公権力主体の場合と私人対私人の場合とに分けて説明します。

(1) 私人対公権力主体の場合

例えば、情報公開請求では、情報公開法や関連条例等の関連法令の中で定められた手続を履まなければ不適法な請求として却下されます。

適法な情報公開請求であっても、当該行政庁等が任意の情報公開に応じない場合には、不服審査や情報公開請求訴訟によって開示を求める必要が生じます。

自力救済は認められません。

法定の訴訟等の原告・申立人である情報公開請求者の法的主張が正当ではない場合、その訴訟は棄却または却下となります。

法定の訴訟等の原告・申立人である情報公開請求者の法的主張が正当であり、勝訴判決を得た場合であっても、その後の強制執行のための手間がかかります。

(2) 私人対私人の場合

例えば、私人間の契約(合意)に基づく情報開示請求では、当該契約(合意)の中で予め定められている手続を履まなければ、不適法な請求として無視または拒絶されます。

当初の契約(合意)の中で開示請求の手続が定められていない場合、その手続に関して改めて協議し、合意を得なければなりません。

合意を得ることができない場合には契約(合意)に定める方法による開示を請求することが原始的に不能であることとなります。

そのような場合、何らかの別の法的主張を構成した上で、民事訴訟による強制的な開示を請求するしかなくなります。自力救済は認められません。

民事訴訟の原告である情報開示請求者の法的主張が正当ではない場合、その訴訟は棄却または却下となります。

民事訴訟の原告である情報開示請求者の法的主張が正当であり、勝訴判決を得た場合であっても、その後の強制執行のための手間がかかります。

1. 8. 1 アクセスの要請に対処するための手間と費用の問題

以上に説明したとおり、ある情報やデータに対するアクセスの権利が存在すると言える場合であっても、その権利の行使・実行のためには、(自力救済が認められない以上)適法な手順を履む必要性があることから、それ相応の手間と時間と費用を要します。

一般に、「請求権がある」または「アクセスの権利がある」と(観念的には)認められる状況下にあっても、その権利を現実に行使し、一定の現実的な結果を得ることができる状態にない限りは無意味です。そのような現実的な結果を得る可能性のない観念に過ぎないものは、いわゆる「画餅」です。

また、国またはその機関が権利行使の相手方である場合、全ての国民に対して画一的に適用される手続法令や不服申立方法に関する法令が存在しなければ行政手続における「平等原則」に反することになります。

また、そのための手続が一般国民にとって利用しやすいものでなければ「良い行政の原理」に反することになります。

アクセスの権利の主張について、裁判所が「権利がある」と認め、強制執行を実行できたとしても、それ相応の手間と時間と費用を要します。

アクセスの権利の主張について、裁判所が「権利がある」と認めず、強制執行を実行できなかった場合、それまでにかけた手間と時間と費用は全て無駄になります。

他方、アクセスの権利の行使を受ける相手方についても同じことが言えます。アクセスの要求に対して任意に応ずる場合、そのための手間と時間と費用が発生します。

例えば、行政庁の場合、公文書の開示を求める請求文書が適式・適法であるかを審査し、問題があれば(審査会の会合等を含め)部内で検討するための手間と時間を要します。そのための費用は、一般的には税でまかなわれます。

また、例えば、私企業の場合、当該企業が保有する私文書の開示を求める請求が法的根拠をもつものであるかどうかの検討や、開示による企業のメリット・デメリットといったような経営判断を経る必要があり、そのための手間と時間を要します。

そもそも開示を要求されている文書が日常的に使用されている文書ではない場合、その存否及び所在の確認のためだけに時間も要することがあります。しかも、ある文書を開示する際には、個人情報保護法に定める要件を遵守しなければなりません。

そして、頻繁に開示の要求があるときは、その業務を処理するための専門のスタッフを配置しなければならないかもしれませんが、それによる人件費の増加を避けることができません。

そして、それらに要する費用は、特に契約(合意)や約款等の定めがない限り、一般的には当該行政庁や企業の負担となります。

これらの業務の中で文字通り機械的で画一的な処理が可能な部分に関しては、(労働問題、環境問題等及びサイバーセキュリティ上の問題が適切に対処されること、サイバー戦や大規模自然災害によって AI システムが全崩壊したような場合における危機管理(回復力)のための組織上の手立てが完備している

こと、AI システムの利用と維持管理及び陳腐化の際の廃棄と更新のための予算が将来とも必ず確保できることを大前提とした上で)AI 技術の導入による省力化が期待可能である場合はあり得ると思われま

しかし、例えば、ある文書やファイルに含まれる個々の符号列や画像等の要素が「個人情報」に該当するかどうかのような(文脈理解と利益衡量を必須とする)価値判断を要する仕事に AI 技術を導入することには問題があります。

特に利益衡量に関しては、直接の処理対象となるデータの中には比較衡量されるべき他の利益を示す要素が全く含まれておらず、文脈と状況の判断の下において個別具体的に衡量要素が選択・評価されるのが普通であり、通常は、人間である判断者の全人格的判断によって行われることなので、AI による処理はもともと不可能なことです。

AI は、機械装置によるデータ処理の一種なので、データの中に含まれていない要素を処理することができません。このことは、LLM でも全く同じであり、そもそも既存のデータが全く存在していない要素を学習することは不可能なことなので、そのような既存のデータが存在していない事柄に関して確率論を基礎とする推論処理を実行することも原始的に不可能なことです。

仮にそのような仕事に対して AI 技術を導入するとすれば、当該 AI 技術の導入により発生するトラブルや損害賠償請求等の問題に関して誰が責任を負うことになるのかを明確に定め、宣言した上で、想定される損害額に関して事前に担保(または引当金)を積んでおくことが可能な場合に限り、そのような AI 技術の導入を許容すべきだと考えられます。

1. 8. 2 解決手法または緩和手法としてのオープンデータ

オープンデータという方法は、ここまで説明したような「情報」を「get」という目的のためにアクセスの権利を行使する場合の(手続上の)難点を解消するための方策の 1 つです。

オープンデータであるデータに関しては、

- (1) 事前に検討して定められた基準や条件に従うことを条件として、
- (2) 一定の属性集合に属する文書を誰でもアクセス可能なものとして公表した状態(オープン(open)な状態または「put」の状態)にしておけば、
- (3) その文書へのアクセスを必要とする者は、アクセスの権利の行使のための面倒な手続を履むことなく、自分で実際にアクセスするだけで「get」の状態を達成できることになります。

要するに、オープンデータという方法は、対象となるデータへのアクセスを達成するために、正規の手続に従ってアクセスの権利を個別に行使しなければならない場合に生ずる煩瑣を解消することのできる簡便なアクセス手法の 1 つだと言えます。

このことは、法情報であるデータへアクセスしようとする利用者にとって利益であるだけでなく、法情報であるデータを提供側である行政庁や(企業の定款や法定の公開を要する各種資料

等の法情報に関しては)企業等にとっても、(個別の事務処理のための時間的ロスと人件費の発生を解消できることを含め)大きな利益のあることです。

1.9 メタデータ, データセット

当該データを入手しても、そのデータだけでは理解が不可能または困難な場合、様々な関連情報(メタデータ等)や参考情報も入手できなければ意味がありません。

それゆえ、そのような関連情報や参考情報もセットのものとしてまとめてオープンデータとしなければなりません。

このことは、電子データをオープンデータとして公表するのではなく、紙の文書をオープンデータとして公表する場合でも同じです。

例えば、EU の関連法制においては、「データ(data)」という概念だけではなく、そのデータが情報源として機能するための「データセット(data set)」の概念が広く用いられています。

これらの諸点に関しては、後で更に説明します。

1.10 個人データが含まれている場合の取扱い

オープンデータの場合であっても、データ中に個人データ(日本国法では「個人情報」)が含まれている場合、当該国において有効な個人データ保護法令(日本国では「個人情報保護法」)が適用されますので、当該法令に従って当該データが収集・利用されるのであれば、違法行為になります。

このことは、生成 AI 等において自動的に収集されるデータの中に個人データやプライバシーデータが含まれている場合でも同じです。

個人データではない非個人データ(non-personal data)に関しては、世界各国の法制が区々になっています。

例えば、EU においては、非個人データと関連する基本事項を定める特別の立法が存在します。

例えば、規則(EU) 2018/1807(OJ L 303, 28.11.2018, p. 59)及び規則(EU) 2023/2854(データ法) (OJ L, 2023/2854, 22.12.2023)が制定されています。

また、個人データと非個人データとが混在する場合に関し、EU では欧州委員会のガイドラインが存在します。

非個人データの支障のない流れの枠組みに関する運用指針 COM/2019/250 final [参考訳]
http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No65.pdf

1. 11 電子的なデータと非電子的なデータが混在する場合

オープンデータの概念は、電子データだけに限定されるものではなく、紙の文書に含まれている印刷された文字のデータも包摂するものです。

それゆえ、

- (1) デジタルデータの場合に特有の諸問題、
- (2) 紙媒体の場合に特有の諸問題、及び、
- (3) 両方に共通の諸問題

を切り分け、適切な対応策を事前に講じておく必要があるということになります。

この授業では、基本的にはデジタルデータを中心にして説明を行います。デジタルデータではないデータや情報の場合に関する検討を疎かにしてはなりません。常に応用して考えるクセをつけてください。

1. 12 オープンデータ政策の転換点

現代社会は、世界規模のグローバル経済という態様で構成されています。

現在の米国のトランプ大統領は、アメリカ合衆国だけが経済的に優位になることを最優先に考えていますが、世界の経済の中で単独の国家が鎖国的に経済運営をすることは、現実には不可能なことです。

現在の米国のトランプ大統領とその側近の見解は異なるようですが、一般に、どの国のリーダーも

- (1) 協調に見せかけた談合のような合意を形成しておかないと、結局、実力差の大きな他国に敗北してしまうということ、
- (2) 合意に基づいて統一的な環境を整えておかなければ自国の製品やサービスを輸出することに困難が生ずること

を十分に理解しています。

それゆえ、これらの功利主義的な動機または利害打算に基づき、関係国の間でそのような協調的な合意をします。オープンデータと関連する政策でも同じです。

他方において、このことに関しては、国際的な謀略というような負の側面も考える必要があります。

例えば、国際的な謀略によって当該国の政府を騙し、当該国の天然資源に関する情報をオープンデータとして公開させることに成功すれば、自国の企業が当該天然資源をもつ国をターゲットにして効率的な買収工作等を遂行できるようになります。

各国のリーダーは、無論、国際経済上及び国際政治上では様々な側面が存在することを認識していますが、自国の産業や資源を防衛するための方法も考えながら、国際的な妥協点を模索することになります。

以上に述べたことは、共通の政治哲学を基盤とする国家体制をもつ国家間では比較的合理的に機能することであるのに対し、共通の政治哲学を基盤としない国家体制をもつ国家との間では必ずしもうまくいかないのが普通です。

例えば、民主主義をベースとしてオープンデータ政策を採用し、オープンデータの利用のための共通の条件を遵守するための枠組みを設定したとしても、最初からそのような枠組みを遵守する気のない国家との間では、相当の軋轢を生ずることを避けることができません。

現在、まさにそのような歴史上の特別な時点にさしかかっていることに留意すべきです。そして、そのような認識を踏まえた上で、オープンデータ政策の今後のことを考えるべきです。

2 オープンデータの実際

2.1 国が提供するオープンデータの例

「情報」という集合に含まれる「部分集合」には多種多様なものがあります。それらの部分集合である情報に関して、オープンデータ化を考えることができます。

法情報データベースのような法情報の分野におけるオープンデータの例に関しては、既に説明したとおりです(第3回:法情報の提供参照)。

オープンデータ政策を推進している国家の場合、その国家政策としてのオープンデータ政策においては、法情報のオープンデータ化だけに限定されることはなく、実際には、むしろ法情報以外の分野においてもオープンデータ化がどんどん推進されています。

例えば、現在の日本国におけるオープンデータ政策の中で、一般の人にとっても非常にわかりやすい具体例の1つに文化財情報のオープンデータ化があります。

一般に、国宝に指定されている仏像や絵画作品等の文化財は、それ自体として非常に貴重なものなので、一般公開の機会が乏しく、一般公開される場合であっても、結構高額の見学料や拝観料等の負担が発生します。

他方において、新型コロナのような感染症が流行すると、そもそもそれらの文化財に対する物理的なアクセスが禁止されることが普通になってしまいます。

これに対し、仏像や絵画等の貴重な文化財の写真や動画等と、それらの文化財のメタデータとしての説明文等をオープンデータとして公的機関が Web 上で公開 (put) しておけば、それ

らの文化財データに無料で誰でもアクセスし、そのデータを通じて情報を「get」できるようになります。

このようなオープンデータとしてのデジタル情報化された文化財情報へのアクセスにおいては、文化財を見学するための（距離や時間を含め）物理的制約、煩瑣な手続や決済等を要しません。

文化遺産オンライン

<https://bunka.nii.ac.jp/>

[2025 年 5 月 19 日確認]

e 国宝

<https://emuseum.nich.go.jp/>

[2025 年 5 月 19 日確認]

かつては、非常に高額な写真集等を購入したり、図書館で閲覧（当時は大部分が謄写禁止）したりしないと、重要な文化財情報にアクセスすることができませんでした。無論、現地に旅して現物を見学するためには、相当の費用と時間を要します。非公開の文化財に関しては、原則としてアクセスが不可能でした。

現代では、国宝のほぼ全部の写真がオープンデータとして Web 公開されているので、重要な文化財について、より正確な情報を入手することがかなり容易になっていると思います。

大量の重要情報が Web 上で「put」されているというのに、それを「get」しようとする人の数は、現実には必ずしも多いとは言えません。

「そのような Web サイトが存在する」という形式的な知識を獲得しただけで「文化財を理解した」と思いこんでいるのかもしれませんが、もしそうであるとすれば、「愚か者」の典型的な発想・行動のパターンの 1 つと言えるでしょう。

なお、インターネット上でオープンデータとして提供されている写真や情報にアクセスしたとしても、それは、実物の文化財にアクセスしたことにはなりません。実物の文化財の大きさ感、重量感、質感等の要素は、人間の語感の作用をフルに働かせて実物を鑑賞しなければ得られません。オープンデータとしての文化財情報がいかに充実しているとしても、実物である文化財へのアクセスの重要性を鮮明に理解していることが大事です。

そのような理解を得ているかどうかだけで、オープンデータとしての文化財情報の評価が異なってきますし、データとしての固有の限界を認識・理解できるかどうか異なってきます。

それゆえ、公開されている文化財には、可能な限り、実際にアクセスすべきです。

なお、私は、これまで、文化財保護と関連する法令の行政執行（運用の実際）についても詳

密な調査・研究・評価を実施してきました。

その目的のための方法（手段）の 1 つとして、個々具体的な文化財及び文化遺産等に関し、実現可能な範囲内で、継続的に現地踏査してきました。

その調査結果の中の幾つかは、私の個人ブログ「怠け者の散歩道 2」の中でも紹介しています。この個人ブログは、私自身がそのような努力を重ねてことをしてきたことの証跡の一部でもあります。

怠け者の散歩道 2

<https://elemiddleman.seesaa.net/>

2.2 自治体が提供するオープンデータの例

国が指定した文化財である国宝だけではなく、地方公共団体（地方自治体）レベルで指定された文化財も非常に多数存在します。

地方公共団体（地方自治体）によっては、指定された文化財の一覧とその解説へのリンクをまとめたサイトを Web 公開しているところもあります。

これもオープンデータの一つです。

例えば、下記のようなサイトがあります。この一覧は、無論、網羅的なものではありません。

東京都文化財情報データベース

https://bunkazai.metro.tokyo.lg.jp/il/meta_pub/G0000002jabunkazai

[2025 年 5 月 19 日確認]

神奈川県文化財

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/cnt/f70052/index.html>

[2025 年 5 月 19 日確認]

埼玉県内の国・県指定等文化財

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2216/bunkazai-kensu.html>

[2025 年 5 月 19 日確認]

千葉県：県指定文化財

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/bunkazai/ken/kenshitei/index.html>

[2025 年 5 月 19 日確認]

群馬の文化財

<https://www.pref.gunma.jp/page/5190.html>

[2025 年 5 月 19 日確認]

とちぎの文化財

<https://bunkazai.pref.tochigi.lg.jp/>

[2025 年 5 月 19 日確認]

茨城県教育委員会：いばらきの文化財一覧

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/art-and-culture/ibaraki-bunkazai/list/>

[2025 年 5 月 19 日確認]

北海道教育委員会：北海道指定の文化財一覧

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/bun-hogo-do-sitei.html>

[2025 年 5 月 19 日確認]

宮城県の文化財

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bunkazai/>

[2025 年 5 月 19 日確認]

大阪文化財ナビ

<https://osaka-bunkazainavi.org/>

[2025 年 5 月 19 日確認]

広島県教育委員会：広島県の文化財

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/>

[2025 年 5 月 19 日確認]

福岡県の文化財

<https://www.fukuoka-bunkazai.jp/>

[2025 年 5 月 19 日確認]

3 オープンデータを理解する上での留意点

3.1 法哲学上の根拠を考える際の留意点

この授業の中では、「権利」の本質に関し、あくまでも法解釈論の一部として、「裁判所の判断に基づき強制執行できること」という点を強調しました。

アクセスの権利の場合を含め、「権利がある」というためには、ここまで説明したとおりに、最終的には「裁判所の勝訴判決に基づく強制執行が可能である」ということを意味します。

このような説明は、伝統的な「権利実在説」と「権利名目説」の論争を踏まえたものです。この種の

論争は、欧州においては、スコラ哲学の時代に最も盛んになったものです。

アジアにおいては、古代の仏典論争の中で非常に良く似た議論が存在しました。比較的良く知られた仏典の中では『般若心経』の中にも唯識論と関係する部分があります。

一般的には、仏教哲学における唯識論とスコラ哲学における唯心論とは全く別のものと考えられています。しかし、現代の認知心理学や精神医学及び脳科学の観点を加味すると、そうではないという理解を得ることも可能でしょう。

要は、伝統的な「権利実在説」と「権利名目説」の論争に関し、あくまでも信仰上の問題の範囲内においてのみ考えるか、それとも、より普遍的な一般原理の問題として理解するかという基本的な態度の相違によって結論が異なり得るのだと考えてください。

基本的には、極限まで突き詰めて考えると、同じような結論に必ず到達し得る課題に関する論争だということは可能だと考えます。

注意的に付言しておく、精神的に極めて頑健な人でない場合、極限まで突き詰めて考え始めると、精神状態が破綻してしまう危険性があるため、そのような危険があるときは、学生に対して極限まで突き詰めて考えることを推奨していません。

このような論争の歴史を踏まえた上で、それぞれの論者がどのように考えるかは、日本国憲法に定める思想・信条の自由(宗教上の論争の場合には信教の自由)の中に含まれます。

これに対し、思想・信条の自由が認められていない国家においては、多角的に考えることそれ自体が許されておらず、場合によっては国家反逆罪に該当するものとして処刑されることもあり得ます。

日本国民である受講生は、「思想・信条の自由が当たり前」という国に生まれ、育ってきたので、「一体何が問題なのか?」と疑問に感じるかもしれません。また、思想・信条の自由が存在しない国家というものをイメージすることそれ自体が難しいことかもしれません。

しかし、世界を見渡すと、現実的な具体例が目の前にあります。例えば、米国のように「自由主義の総本山」として一般的に理解されている国においてさえ、理不尽な思想弾圧が存在します。

大学法学部の学生としては、そのようなことを考え、自分なりの理解を得ることのできるだけの十分な能力を養うことが期待されています。

この授業は、法哲学の授業でも法思想史の授業でも政治哲学の授業でもないので、「権利実在説」と「権利名目説」またはそれらの説と類似する諸々の見解に関して詳論することを避けます。

「権利実在説」及び「権利名目説」に関し、興味のある受講生は、図書館で関連書籍を探し、(可能であれば)そのドイツ語、フランス語またはラテン語の原典を読んで、本質部分の理解に挑戦してみてください。

ここでは、「権利実在説」と「権利名目説」のことを知っていると言解釈の能力も豊かなものとなり得るという例を簡単に示すだけにします。

例えば、日本国憲法を含め、民主主義諸国の憲法典に定める「基本的人権」の法的性質に関しては、諸説あります。

それら諸説の中で「自然権説」は、政治哲学における「権利実在説」を前提にしないと全く理解できません。

そして、「権利実在説」は、哲学の分野における思想の一部なので、法学の分野の一部である法解釈学における実現可能性(裁判所の判断に基づく強制執行可能性)の問題は一切無視することになります。

この点に関して、ここで述べていることは、高校までの授業において教えられた内容(または、教科書に記されている内容)とはかなり異なるものとなっているかもしれません。

しかし、法解釈学と政治哲学とは同じものではないし、高校における受験勉強と大学における学問とは本質的に異なるものなので、これまで理解または暗記してきたことの全てを整理し直し、捨てるべき知識は捨て、全部理解しなおす必要があります。そのことは、大学というシステムに期待されている大きな任務の一つでもあります。

一般に、単なる知識だけならば書籍及び論文やインターネットの情報だけでまかなうことが可能かもしれません。しかし、大学には、個々の書籍の当の著者が教員として存在していることがあり、そのような場合には、当該書籍の中では書ききれなかったことやその後の研究の進展の結果をふまえた事柄等を講義や演習(ゼミ)の中で提供していることがあります。そして、著者自身を直接に知することは、それ自体としてかなり大きな価値があることです。

一般に、憲法学における個々の理論について苦手感のある受講生の多くは、たぶん、政治哲学や法哲学の分野に属する素養(一般教養)が皆無であるか不足しているために理解できないことが多いのではないかと想像されます。

憲法学の分野は、日本国憲法の条文や教科書の文字だけ読んでも、それだけで十分に理解できる世界ではありません。

この授業では、哲学上(政治哲学上または法哲学上)の問題と法解釈論上の問題とを明確に分別して説明するよう心掛けています。

しかし、「哲学一般の教養、西洋史・東洋史・日本史の広範な知識を既にもっていること」は、法解釈学においても法哲学においても当然かつ必須の前提条件です。

その前提条件を満たしていないという自覚のある受講生は、とにかく一般教養を積むために 1 冊での多くの関連書籍を読み、考えるということを励行してください。一般教養の豊富な蓄積なしには、「思考」それ自体が不能な状態に陥ります。

日本国憲法の下における現在の実定法の領域に関する限り、裁判所の判断を得ることのできない「権利」や裁判所の判断に基づき強制執行ができない「権利」のようなものは、まさに「有名無実」な

存在というしかありません。

そのような「権利」があると主張することは自由なのですが、それは、夢のようなものに過ぎません。

単なる主観的願望に過ぎないものは、それだけでは法律上の権利とはなりません。

あくまでも一般論または理想論としては、互いに「Why?」を突き詰めていくと議論(discussion)の収束点に達することがあり得えます。

しかし、現実には、ある特定の主張にこだわり、そこから抜け出ることができない者の脳裏には「Why?」というものがあてませんから、議論の収束点もありません。

一般に、そのような者の場合、「Why?」を自問自答し始めると、「自己」または「ペルソナ」の崩壊・喪失に直結します。

以上に述べたことを全て踏まえた上で、一般に、法情報の提供に関してオープンデータという方法が採用されている場合においては、ここで述べたような意味での「政治哲学または法哲学における論争」を知っていることを要しないという意味で、「当該分野の専門家ではない一般市民にとっても利用しやすい法情報の入手方法が存在している」ということはできそうです。

このようなタイプの情報提供方法は、「put」する人間を介して、法情報を受動的に蓄積する方法ではなく、狙いとする法情報を「get」したいと意欲する者が、オープンデータである法情報の提供場所に積極的にアクセスして当該データを入手するという方法です。

AI エージェントを使用して効率的に情報やデータを収集する場合は、積極的にアクセスしているとは言えません。なぜならば、AI エージェントに依拠している利用者は、重要な法情報を得るための試行錯誤を重ねるといふ経験をもたないことになるので、情報の所在地に関する地図(map)を脳内に形成できないからです。

いわば、書籍を購入しただけでその書籍の内容を理解したと錯覚する「積ん読(つんどく)」と同じことが大規模かつ大量に自動実行されているだけになります。

また、試行錯誤を繰り返す経験をしていない者は、出力された結果に対する直観的かつ正確な評価力が形成されることがなく、検証能力が醸成されることもありません。それゆえ、AI エージェントの出力結果を検証または評価できなくなってしまう。

その結果として、AI エージェントに頼るだけの者の知識・理解と関連する脳内の能力は、幾何級数的に減衰することになるおそれがあります。

そのような功利的なアプローチでオープンデータというやり方の適否を考えてみるのも法情報学の分野における学術上の方法の一つです。

3. 2 潜在的なバイアスや洗脳と関連する留意点

オープンデータとして提供されているデータそれ自体に既にバイアスや洗脳的要素が組み込まれていることはあり得る事です。

上述のような意味で夢想到過ぎないものが「権利」として主張されている場合、それは、特定の政治的イデオロギーに基づく政治的主張の一種または政治的デマゴグの一種に過ぎないことがあります。そのような場合、まともな法律論としての検討対象にはなりません。また、一般に、そのように主張する者が自らの誤りを認める可能性も皆無なので、論争するだけ時間の無駄です。

LLMは、そのような単なるイデオロギーやデマゴグに過ぎないものも法理論や法的主張の一種として無差別にどんどん学習してしまうことがあります。それゆえ、LLM は、人類にとって非常に危険な事態をもたらす要素を本来的にもっていると言えます。

一般に報道されているところによれば、生成 AI システムによる情報提供では、バイアスや洗脳的な要素の有無が当該システムの外からは検証しにくいという問題があるとされています。

xAI の Grok が突然「南アフリカの白人虐殺」について語り出す不具合が報告される

GIGAZINE: 2025 年 5 月 15 日

<https://gigazine.net/news/20250515-xai-grok-white-genocide-bug/>

Grok を制御する指示を記したシステムプロンプトを xAI が GitHub で公開、「極めて懐疑的」「主流の権威やメディアに盲目的に従わない」

GIGAZINE: 2025 年 5 月 19 日

<https://gigazine.net/news/20250519-xai-grok-system-prompts-github/>

法情報学 I 第6回講義案
オープンデータの理論と実際(2)
(2025 年 5 月 26 日開講)

明治大学法学部教授
夏 井 高 人

1 オープンデータ政策

1.1 オープンデータ制度の法哲学上の根拠

法情報へのアクセスとの関係において、オープンデータ及びオープンアクセスを理解する上で、EU における関連政策文書や関連法令を読み、理解することが有用です。

今回の授業では、EU の関連法令を素材にして、オープンデータ政策の本質的部分を説明します。

EU の関連法令や政策文書等の中でオープンデータ政策の基礎となる基本法令は、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 です。

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 [参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No39.pdf

公的機関が保有する情報へのアクセス権の本質または政治哲学上の基礎に関し、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の前文(43)は、「(政治過程と関連するものだけではなく、司法過程及び行政過程と関連するものについても)公的部門が保有する文書全部を原則として公衆が利用できるようにすることは、民主主義の基本原則の一つである知識を得る権利の拡大のための基本的な道具である。その目標は、地域、国内または国際の全てのレベルの組織に対して適用され得る」と述べ、公的機関が保有する情報へのアクセスの権利が民主主義から直接に派生する権利であることを明示しています。

他方、EU の委員会決定 2011/833/EU は、オープンデータ政策の本質が、情報社会へ向けた EU の基本戦略の一部であることを明らかにしています。

委員会決定 2011/833/EU [参考訳・改訂版]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No39.pdf

その基本戦略を実現するための達成目標の骨格は、Europe 2020 の中に示されています。

Europe 2020 の次に策定された Europe 2030 では、「open and inclusive approach」を拡張するという

ことが述べられています。

EU のデジタル 10 年政策計画 2030 を設ける決定(EU) 2022/2481 は、「オープンな態様のデジタル主権(digital sovereignty in an open manner)」を強調しています。

決定(EU) 2022/2481 [参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No55_2.pdf

AI と関連する政策も同じです。従来の基本方針に従い、ENISA が中心的な役割に担って、より更新された政策文書を提供しています。

ENISA : Connected and Automated Mobility (CAM) に関する勧告

<http://cyberlaw.cocolog-nifty.com/blog/2021/05/post-3ffcce.html>

EU においては、国家制度運営のための法哲学上の基礎として欧州連合の基本原則、諸権利及び諸価値(Union principles, rights and values)を常に明示しています。

デジタルの権利及び基本原則に関する欧州宣言の前文(1)は、「欧州連合(EU)は、欧州連合条約の第 2 条に掲げられているとおり、人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配、及び、少数に属する人々の権利を含め、人権の尊重を基盤とする『価値の連合』である。更に、欧州連合基本権憲章に従い、EU は、人間の尊厳、自由、平等及び連携という分割不可能かつ普遍的な価値を基盤としている」と述べています。

デジタルの権利及び基本原則に関する欧州宣言[参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No55_2.pdf

1.2 関連する国家政策の優劣

アメリカ合衆国においては、1 期目のトランプ政権の時代が終わり、バイデン政権になった後、Europe 2020 及び Europe 2030、デジタル 10 年政策計画 2030(the Digital Decade Policy Programme 2030)を含め、EU の基本方針を精密に検討した上で、独自の政策目標を構築しようとした。

バイデン政権におけるこのような方針決定は、中国における模倣政策に対する評価を基礎とするものだと推定されます。

その中国は、デジタル政策に関し、マネジメントシステムのモデルとして EU の政策を模倣し、大規模に実現し続けています。

米国が EU の政策や EU 模倣である中国の政策及び日本の政策と同じことをやっていたのでは、

米国が勝つことができないことが明らかです。

一般に、模倣だけで絶対的優位を得ることは不可能なことです。良くては互角です。国際的なレベルで絶対的優位を得るためには、独自に考え出すことが必須です。

オープンデータ政策を含め、国家政策の優劣を一般的に考察する場面においては、目的と手段の関係を明確に意識することが有用です。

日本国においては、一般に、ある目的を実現するための手段である個々具体的な技術の開発や応用だけが政策目標に掲げられ、それが「何の目的のためのものなのか」という真の目的を明確にしていなかったことがあります。明確にしていなくても、理解されていないことまたは忘れられてしまうことや、本来の目的とは異なる目的のためにその手段が流用または濫用されることもあります。

一般に、目的と手段の関係を明確に認識しようとせず、惰性で繰り返しているだけという例は、日本国内の身近な生活の中にもしばしば定型化して存在しています。

例えば、季節の変わり目に行われていた「衣替え」がその例かもしれません。

「衣替え」の概念それ自体は既に廃れてしまっているかもしれません。

しかし、現在においても、季節の移り変わりとは無関係に、冷房の効きすぎた部屋の中では、着るものを調節して体温の低下を防止するということを普通にやっています。

要するに、大事なこと(本質的な要因)は、「季節の変化」ではなく、「気温の変化」であり、そのための具体的な手段としての個々の対応策が異なっているだけです。

かつて、季節の変わり目に着物を一斉に換えたのは、古代中国の『禮記』の中に書かれている季節毎の行事様式(特に君主が民に対して季節の変化を知らせる儀式)等から影響を受けた生活習慣なのだろうと推定されます。

一般に、正確な温度計が存在しない時代には、「季節」という概念によって気温や湿度の変化等を予測するしかありません。現代に近い時代でも温度計、湿度計及び気圧計が一般に普及するまでの間は、簡略な暦によって大まかな気温の変化のタイミングを判断するしかありませんでした。

そのために「季節」の概念が非常に重要だったのでしょう。

現在の気候は過去の気候とは異なっています。この場合、修正されなければならないのは、手段概念である「季節」の概念の方だということになります。

1.3 EU の基本戦略の一部としてのオープンデータ政策

オープンデータ政策の基礎にある EU の政策論について説明します。

EU の委員会決定 2011/833/EU の前文(3)は、「公的部門の情報は、付加価値製品及び付加価値サービスを通じて、革新的なオンラインサービスの潜在的な成長の重要な源である。政府は、透明性のある、効果的で、かつ、差別のない条件により、公的部門の情報を利用できるようにすることによって、コンテンツ市場を活性化できる。この理由のゆえに、欧州デジタルアジェンダは、活動の鍵となる領域の 1 つとして、公的部門の情報の二次利用を選び出した」と述べています。ここでは、(1)公的部門が保有するデータのオープンデータ化政策が目標とされており、(2)私人が保有するデータを除外している点に特に留意してください。

欧州デジタルアジェンダ (A Digital Agenda for Europe) は、EU における情報社会の実現に向け、EU 内におけるデジタル技術の開発・利用の促進、均等な利用環境の整備のために、より具体的な目標設定を定める EU の政策文書です。

1. 4 EU のオープンデータ政策の主な適用対象など

EU の委員会決定 2011/833/EU の前文(4)は、「欧州委員会及びそれ以外の機関は、それらの機関それ自身が、付加価値情報製品及び付加価値情報サービスの中で二次利用され、かつ、企業と市民の両方にとって有用なコンテンツ情報源を提供し得る全ての種類の多数の文書の所有者である」と述べています。

そして、同決定の前文(5)は、「欧州委員会の文書に対するアクセスの権利は、欧州議会、理事会及び欧州委員会の文書に対する公衆のアクセスに関する欧州議会及び理事会の 2001 年 5 月 30 日の規則(EC) No 1049/2001 を通じて規律される」と述べています。

ここで参照されている規則(EC) No 1049/2001 は、日本国の情報公開法及び情報公開条例と同様に、公権力主体に対する市民からの情報公開請求権(アクセスの権利)を定める法令です。私人対私人の関係では同規則の適用の余地が全くありません。

加えて、同決定の前文(6)は、「欧州議会及び理事会の指令 2003/98/EC は、欧州連合全域における公的部門の情報の二次利用のためのミニマムの規定を定めている。同指令は、その前文の中で、構成国に対し、それらミニマムの規定を超えて進むこと、そして、公的部門の組織によって保有される文書の広範な利用を認めるオープンデータ政策を採用することを推奨している」と述べています。

ここで参照されている指令 2003/98/EC は、情報公開請求権の行使なしには公権力主体が保有する情報へのアクセス権を実現できないという制度の欠陥を緩和するためにオープンデータ政策を導入するための基本法令です。

1. 5 立法史と語彙

1. 5. 1 法改正

EU の関連法令の立法史の概略を説明します。

指令 2003/98/EC は、2013 年に指令 2013/37/EU によって一部改正されました。

この一部改正は、指令 2003/98/EC を現実に実施した結果生じた様々な不都合を緩和するための改正条項とオープンデータ政策を更に推進するための改正条項を付加するためのものです。

指令 2003/98/EC 及び指令 2013/37/EU の参考訳は、下記のところにあります。

指令 2003/98/EC 及び指令 2013/37/EU の参考訳

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/EU_PSI_Directice2013.pdf

指令 2013/37/EU による一部改正後の指令 2003/98/EC は、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 によって大きく改正されました。

2021 年 7 月以降は、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 が適用されており、従前の関連法令は廃止されています。

なお、これらの参考訳の Web 公表版は、誤記や誤訳等の最小限の補正をした版ですが、まだバグが残っています。いずれ正式の改訂版を作成し、公表しようと思っています。

1. 5. 2 語彙

EU 法における法律用語の語彙及び用法は、英法及び米法における法律用語の語彙及び用法とは異なるものを含んでいます。

また、ドイツ法とフランス法を母法として継受した日本国法における法律用語の語彙及び用法とも異なる部分を含んでいます。

例えば、EU の法令では「application」という概念が使用されています。この「application」は、日本国の法令における「施行」とは少し異なるものです。

そこで、私は、日本国の法制における「施行」と同一の概念であるとの誤解を避けるため、私の参考訳の中では、「application」を「適用(施行)」または「適用」と訳すことにしています。

一般に、EU 法を専攻する法学研究者であっても、まず「EU 法の範疇に含まれる主要法令を全部自分で訳してみる」という膨大な作業と地道な訓練を経ってから自分自身の専門分野と関連する法

令と取り組むということをし、美味しそうなお店だけをちょっとだけつまみ食いして我田引水するような例が決して少なくありません。

そのようなタイプの研究者が書いたものの中には誤訳が含まれていることがあります。

私は、EU 法全体を網羅的に調査・検討し、あくまでも研究の途中経過を示すための中間報告書の機能をもつものとして、参考訳を作成・公表してきました。

参考訳作成の際に使用する語彙に関しても、英語でも米語でもない「EU 英語」という新規の人工言語体系が存在するという仮説に立脚した上で、EU 法の分野だけではなく、広く関連分野全体を調査・検討した上でつくり出した独自の語彙を使用していることがあります。

私は、そのことそれ自体が重要な学術研究の一部を組成し得ると考えています。

なお、これまで公表した参考訳の中には自分自身では気が付かない間違いが含まれている可能性があるかもしれません。可能であれば、改訂版や補正版を作成して公表しています。

1.6 人工知能政策及び情報経済政策との関係

指令 2003/98/EC をオープンデータ指令(EU) 2019/1024 によって大きく改正する理由に関し、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の前文(3)は、「利害関係者からの意見聴取に従い、かつ、影響評価の結果に照らし、欧州委員会は、欧州連合全域における公的部門の情報及び公的な資金提供を受けた情報の広範な二次利用に対して残存する障壁及び新たに生じている障壁に対処するため、デジタル技術の進歩に合わせて立法の枠組みをアップデートさせるため、そして、とりわけ人工知能に関し、技術革新を更に刺激するため、欧州連合レベルの行動が必要であると判断した」と述べています。

人工知能(AI)、とりわけ自動走行自動車と関連する様々な法的対応及び基本方針については、(上述の ENISA の「Connected and Automated Mobility (CAM)に関する勧告」を含め)別の政策文書や関連法令の中で定められています。

AI 関連の事柄に関しては、後の回の中で詳しい解説を提供します。

1.7 オープンデータとすることのできるデータの類型

公的機関が保有する情報へのアクセス権の法哲学上の根拠に関し、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の前文(5)は、「情報へのアクセスは、基本的な権利の 1 つである。欧州連合基本権憲章(憲章)は、全ての者が、公的機関から干渉を受けることなく、かつ、領土とかかわりなく、意見をもつ自由及び情報及び考えを授受する自由を含め、表現の自由の権利をもつと定めている」と述べ、前文(6)は、「憲章の第 8 条は、個人データの保護の権利を保障し、また、そのようなデータが、

特定の目的のために、かつ、関係する個人の事前の同意に基づき、または、法律に定める他の幾つかの正当な根拠に基づき、かつ、独立の機関による監督に服して、公正に処理されなければならないと定めている」と述べています。

つまり、個人データ保護等の重要な保護法益を遵守しつつオープンデータを提供・利用することが制度上の基本的な制約条件となっています。

より現実的な政策目標と関連づけられたオープンデータ政策を重点的に推進すべき分野に関しては、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の前文(7)～(9)で述べられています。

EU のデジタル経済政策(データ経済政策)の文脈において、オープンデータとすべき必要性の高い類型のデータとして、前文(8)の中で公的部門の組織が保有する「社会、政治、経済、法律、地理、環境、気象、地震、旅行、企業活動、特許関連及び教育」の分野に属する情報(データ)が例示として掲げられている点には特に注目すべきです。

このように重点分野が列挙されているのは、EU のオープンデータ政策が EU の情報政策及び経済政策を基盤とするものだからです。

逆から言えば、EU の情報政策と経済政策を綿密に調査・検討しないと、EU のオープンデータ政策を完全に理解したことにならないかもしれません。

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 1 条第 1 項は、同項柱書において「オープンデータの利用を促進し、製品及びサービスにおける革新を促進するため、この指令は、二次利用を規律するミニマムのセットの規定、及び、以下のものの二次利用を容易にするための実務的な手立てを定める」と定めた上で、同指令に基づき二次利用なオープンデータとすることのできるデータの種類の定義し、限定しています。

対象を限定するための法律要件として、同項(a)は、「構成国の公的部門の組織によって保有される既存の文書」と、同項(b)は、同項(b)(i)ないし(iv)によって定められている「公共事業者によって保有される既存の文書」と、そして、同項(c)は、「第 10 条に定める条件に服する調査研究データ」と定めています。

大学研究者の学術論文や実験データ等は、(c)に含まれます。

1.8 オープンデータとはされないデータの類型

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 1 条第 2 項は、オープンデータとはされないデータの類型を定めています。

- (a) 文書の供給が公的職務の範囲外の行為となる一定の文書
- (b) 公共事業者が提供するサービスの範囲外にある一定の文書
- (c) 第三者が知的財産権を保有する文書
- (d) 国防上のデータ、営業秘密のデータのようなアクセスが排除される一定の文書
- (e) 重要インフラの防護のためにアクセスが制限される一定の文書
- (f) 構成国の法令によってアクセスが制限されている文書
- (g) ロゴ、紋章及び記章
- (h) 個人データの保護を根拠としてアクセスが制限されている文書
- (i) 放送局等が保有する一定の文書
- (j) 図書館以外の文化的機関によって保有されている文書
- (k) 教育機関によって保有されている一定の文書
- (l) 研究実施組織及び研究資金組織によって保有されている一定の文書

特に、同項(c)においては、「第三者が知的財産権を保有する文書」はオープンデータとはされないことが明確に定められています。

具体例で説明すると、例えば、大学の講義内容を収録している講義案等の文書は、当該講義の担当教員が著作権を保有するものなので、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 1 条第 2 項(c)に該当します。

ただし、著作権や特許権等の知的財産権のある文書であっても、その権利者が個別的または包括的な使用許諾または個別的な使用許諾を与えることは自由です。

権利者から使用許諾が与えられた文書に関しては、その使用許諾の中に含まれている条件に従って、当該許諾を受けた者が当該文書に対してアクセスできまたは当該文書を利用できます。

一般に、官公庁等が公文書をオープンデータとして一般公開する場合、正確には、国等が著作権を保有している公文書であることが多く、著作権法に定める著作権保護期間が経過した後のパブリックドメインではないことが非常に頻繁にあります。

このようにパブリックドメインではない公文書(データ)の場合、当該データの二次利用のための条件が公表または公示されている条件付きアクセス許諾のあるオープンデータに該当することになります。

その包括許諾条件に違反した二次利用は、著作権法に違反する違法行為として処罰され得ます。

権利の放棄が明確ではない公文書に関しては、例えば、(1)権利者もしくは担当部署を確認して問い合わせる、または、(2)一切使用(二次利用)しない、のいずれかが常識的な判断だと言えます。

当該データを入手し、二次利用する必要性が高い場合には(1)によらざるを得ず、逆に、その必要性が低い場合には(2)を選択するのが普通でしょう。

(M2M のデータに関する補足説明)

一般に、自動または半自動で走行する自動車等のセンサーから自動的に取得されるデータの多くは、機械対機械通信(M2M)でやりとりされるデータです。

それらの M2M でやりとりされるデータがオープンデータに該当するかどうか、または、オープンデータとして扱われるべきかどうかは、当該データの保有者・管理者が誰であるか、その保有者・管理者が私人(企業等)であるときは、そのデータがどのような基本方針によって取扱われているかによって異なるので、適用される法令も異なることになります。

M2M のデータに関しては、公的機関が取得し保有するデータの場合と、私人または私企業が取得し保有するデータの場合とでは、権利処理の方法が異なります。

特に、M2M のデータが製品やサービスの性能評価や改良のための基礎データとなる場合には、当該データの保有者である企業の営業秘密、著作権、特許権等のあるデータである可能性があります。

それゆえ、EU に属する構成国(Member States)の間で法的対応がばらばらになってしまわないよう、EU 法として統一的な法規範を制定し、EU としての方針を明確化するための基本的な政策決定が重要となります。

M2M のデータは、個人データ(personal data)に該当するもの、非個人データ(non-personal data)に該当するもの、両者が混在するもの(mixed data)に分類され得ます。

それらの分類上の相違に従い、関連する個人データ保護法令等が適用されます(前掲規則(EU) 2018/1807, 規則(EU) 2023/2854(データ法), 運用指針 COM/2019/250 final 参照)。

この個人データの保護とは別に、コネクテッド製品(connected products)及び関連サービス(related services)においてやりとりされる M2M データの大部分が含まれると推定される非個人データの可搬性(portability)に関しては、規則(EU) 2023/2854(データ法)(OJ L, 2023/2854, 22.12.2023)が適用されます。

ここで、M2M それ自体について、簡単に説明しておくことにします。

一般に、発信者(sender)と受信者(recipient)との間で何らかの信号(signal)を伝達する行動は、全て情報伝達です。

このことをより一般的に表現すると、信号の伝達行動を情報通信(communication または information)としてまとめて理解することができます。

硬い英語では、人間と人間との間の会話(音声による情報通信)を情報通信一般と識別するために「oral communication」と表現します。

このような機械装置と機械装置の間だけで自動実行され、人間が全く関与しないデータ通信

のことを「機械対機械通信 (Machine to Machine communication (略して M2M))」と呼びます。

いわゆる人工知能システム(AI)は、人間が関与しない M2M を必須の構成要素としており、AI で用いられる自律的なセンサー装置のことを「サイバーフィジカルオブジェクト (Cyber physical objects)」と呼びます。

IoT オブジェクト (IoT objects) は、一般的には、サイバーフィジカルオブジェクト (Cyber physical objects) を含め、IoT における送受信の終端 (terminal) となっている部分、特に M2M で使用される自律的な装置 (autonomous devices) のことを意味します。

ここで注意しなければならないことは、人間が終端装置 (terminal equipment) を使用してインターネットのような通信回線に接続している状態では人間による通信であり、終端装置は単なる用具に過ぎないと理解可能な範囲にありますが、純粋な M2M では、人間の関与がないため、送信者 (sender) の代わりに送信物 (sending object) があり、受信者 (recipient) の代わりに受信物 (receiving object) があるということです。

例えば、人間が管理しない完全な自動走行自動車と人間が管理しない完全な自動走行自動車間の自動通信は、M2M になります。

M2M でやりとりされるデータが、例えば、自動走行自動車のセンサーによって取得されるデータである場合、そのようなデータを二次利用することにより、道路の路面状態やリアルタイムの気象状況 (気圧・風向・風力・気温・湿度) だけではなく、道路の混雑の程度、あるいは、(ビッグデータ分析による精密なプロファイリングにより) 道路上に往来する車両や人間の社会的属性に関する情報を収集することも可能となります。

単に、走行中の車両の前方に障害が存在するかどうかを自動判別するために車載カメラ画によって取得される画像データだけでも、その道路の周辺にある建物等の属性 (農地か、民間施設か、官庁か、軍・警察関係の施設か) を自動分析するための素材となり得ます。

中国内において自動走行自動車を製造・販売・運用している米国のテスラ社に対して中国共産党政府が (米政府のスパイではないかとの) 警戒心を強め、監視を強化していると報道されたことがありました。中国共産党政府の立場にたって考えてみると、むしろ当然の反応だったと言えるだろうと思います。現時点では、AI 専用的高機能 IC チップと関連して、同様のことが問題視されています。しかし、将来、中国の自動車会社が製造・販売・運用する自動走行自動車が中国以外の諸国において提供されるとすれば、逆の反応が起きることが必定と言えるでしょう。

ところで、一般に、自動走行自動車の場合、その品質管理のため、そのようなデータ収集と自動処理の実行が不可避・不可欠のものとなります。それらの問題は、全て国防上の問題を生じさせる潜在的な原因となるものとして理解され得ます。

普通に産業界で生きていく場合であっても、国情により、普通の製品がスパイ行為(工作活動)のための道具として認識・理解されてしまうリスクは常にあります。敵対関係にある国や国家体制が基本的に異なる国ではトラブル発生のリスクが必然的に高まります。

そのようなリスクを少しでも削減するためには、どの国の立場にたつ場合であっても、(相手国政府や諜報機関等による洗脳のリスクに留意しつつ)相手国及びその政府のことを可能な限り詳細に調べ、理解し、「相手国政府の目でものごとを見ることもできる」というような複眼的な思考ができるよう、常に頭脳の訓練を怠らないことが肝心です。

2 EUにおけるオープンデータの二次利用

2.1 EUにおけるオープンデータ利用の基本原則

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 は、公的機関が保有するオープンデータに関し、正当な理由がない限り、自由にアクセスできることを原則としています。

日本国の法令の中にはオープンデータと関連する権利義務を特に定めた法令は存在せず、全て著作権法等の関連法令の法解釈やその応用に任されています。

それゆえ、まとまった法令として制定されている EU の関連法を学ぶことには大きな意味があります。

2.2 使用許諾と標準約款

一般に、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 に定める法定の利用制限が適用される場合以外に、公共の利益等の理由による利用制限が存在することがあります。

利用制限のある文書を条件付きのオープンデータとして提供しようとする場合、一般に、

- (1) 標準約款による包括的な使用許諾の提供、または、
- (2) 権利放棄ではないけれども、無条件の使用許諾、または、
- (3) 権利放棄(＝パブリックドメイン化)

のいずれかは、問題を解消するための方法となります。

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 では、第 4 条において、二次利用(reuse)を行うために個別に使用許諾を求める場合の法律要件等を定めています。

すなわち、同指令の第 4 条第 1 項は、「公的部門の組織は、それが可能かつ適切なときは、電子的な手段を介して、二次利用の申請を処理し、かつ、申請者に対して二次利用のためにその文書

を利用できるようにし、または、使用許諾が必要なときは、文書のアクセス申請の処理のために定められる時間枠と一貫性のある合理的な時間内に、その申請者に対する使用許諾の提示を完了させる」と定めています。

実際には、EU の各構成国の行政組織の構造や機能が異なるため、構成国毎に適切な手順を定める必要性があります。

それゆえ、同指令の第 4 条第 5 項は、「本条の目的のために、構成国は、文書の実効的な二次利用を促進するための実務的な手立てを定める。それらの手立ては、とりわけ、この指令に定める権利に関する十分な情報を供給するための手段及び関連する補助及びガイドを提供するための手段を含めることができる」と定めています。

標準約款を使用して包括的な使用許諾を与える場合の手順等に関し、同指令の第 8 条第 1 項第 1 副項は、「その条件が客観的であり、比例的であり、かつ、不差別であり、かつ、公共の利益上の目的に基づいて正当化される場合を除き、文書の二次利用は、いかなる条件に服させてもならない」と定めています。

ただし、この条項は、標準使用許諾を設定する場合の条項なので、標準使用許諾を設定せず、個別の使用許諾による場合(第 4 条による場合)には適用されません。

使用許諾が標準約款によって行われる場合に関し、同指令の第 8 条第 2 項は、「使用許諾が用いられる構成国内においては、構成国は、公的部門の文書の二次利用のための標準使用許諾が、特定の許諾申請に合わせて該当させることができ、デジタルのフォーマットで利用可能であり、かつ、電子的に処理され得ることを確保する。構成国は、そのような標準使用許諾の利用を推奨する」と定めています。

2.3 メタデータやデータセットに関する実務的な手当て

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 5 条第 2 項は、オープンデータのフォーマットの基本原則に関し、「構成国は、公的部門の組織及び公共事業者が、この指令の適用範囲内にある文書を、『バイデザイン及びバイデフォルトのオープン性』の原則に従って作成し、利用できるようにすることを奨励する」と定めています。

フォーマットの標準を定めることは比較的容易ですが、メタデータやデータセットへのアクセスに関しては、(それらが所在する場所や利用環境等に関する情報の提供を含め)必ずしも容易ではないことがあります。

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 9 条は、標準的なメタデータやデータセットへのアクセスを容易にする方法などの実務的な手立てについて定めています。

当該オープンデータが法情報のデータである場合、例えば、EU の電子的な法情報提供システムである Eur-lex のシソーラスや概念辞書等を効果的に利用できる状態で当該オープンデータを利用または二次利用するためには、メタデータ及びデータセット全部としての利用が不可欠となることがあります。

そうではないプレーンテキストとして利用するだけであれば支障が生ずることもないのですが、Eur-Lex のシステム内で適切なツールを使用しながら Eur-lex 内に格納されている法情報データを利用または二次利用しようとする場合、プレーンテキストだけでは、普通の文書内文字列検索の機能以外の機能を期待することが難しくなります。

2.4 オープンサイエンスとの関係

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 10 条第 1 項第 1 文は、調査研究データに関し、「オープンアクセス原則」を狙いとして、「バイデフォルトのオープン性」に従い、かつ、FAIR 原則と互換性のある国内基本方針及び関連法令を採択することにより、「調査研究データの可用性を支援する」と定めています。

この条項は、公的資金の提供を受けた学術上の調査研究等の結果は、広く公開されるべきだというオープンサイエンスの考え方を基礎とするものです。

ただし、現下の深刻な世界情勢の下においては、国際的なレベルの「オープンサイエンス」を理想通りに推進できなくなっています。

念のために付言しておく、一般に、日本国では、公的資金の提供を受けた調査研究結果と完全に私的資金による調査研究結果とを区別しないでオープンサイエンスが論じられることがありますが、これは明らかに誤りです。

完全に私的資金による調査研究結果は、私人の普通の私有財産の一部なので、(裁判所が発する令状に基づく犯罪捜査等の場合を除き)第三者からのアクセスの権利が全く成立しません。

2.5 無料提供の原則

2.5.1 基本原則

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 6 条第 1 項第 1 副項は、オープンデータに関し、「文書の二次利用は、無料とする」と定めています。

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 6 条第 1 項第 2 副項は、「ただし、文書の複製、提供及び配布並びに個人データの匿名化並びに商業上の機密情報の保護のために講じられる措置にかかる最小限の費用の回収は、許容され得る」として、第 1 副項の例外を定めています。

ここで定めていることは、例えば、オープンデータとして提供予定の文書の中に含まれている個人データの部分を匿名化または仮名化するために要する費用等が含まれ得ます。

一般に、公的部門が保有する文書の利用が原則として有料であるとして制度設計した場合、誰でも自由にそのデータを入手し、二次利用できるという理想からはかなり遠ざかってしまいます。

特に、EU のデジタル経済政策(データ経済政策)の側面からすると、公的部門が保有するデータ中でオープンデータ化可能なものを無償で企業に提供し、それぞれの企業が入手したオープンデータを素材とし、加工・編集等をして二次利用することにより、全く新たな著作物としてのコンテンツを創造することができるようにすることが重要な産業振興政策の一部となるということになります。

もし有償を原則としたとすれば、資金力のない中小企業や過去のデータ蓄積のないスタートアップ企業にとっては、その費用支弁のために、市場参入の機会が事実上奪われてしまうということになりかねません。

これらの点に関しては、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の前文(36)、前文(37)及び前文(41)にかなり詳しい説明があります。

EU の中小企業(SMEs)向けのデータ経済政策の根幹部分を理解するための一助となるので、是非精読してください。

しかし、標準使用許諾によるのではなく、個別の審査を経た上で二次利用を許諾すべきタイプのデータが存在することも事実です。そのようなデータに関しては、データを提供する側に個別の特別の費用が発生することもあり得ます。

例えば、物体である文化財等について、個別の需要に応じて、個別対応として写真やレプリカ(複製品)を提供するような場合がそのような場合に該当します。

また、EU の構成国の財政状況をみると、豊かな国ばかりではありません。構成国によってそれぞれ国情が異なります。

それゆえ、当該構成国における伝統や特殊事情のために有償でオープンデータを提供することとせざるを得ない場合もあり得ます。

2. 5. 2 有償とする場合の会計の透明性確保

使用許諾を有償とする際の会計が透明性をもつものであり、かつ、最低限の費用課金で済ませることができるようにするため、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 6 条及び第 7 条は、これと関連する事項について、かなり詳細に定めています。

ただし、構成国によって採用されている会計原則が異なっているため、例えば、第 6 条第 4 項第 1 副項は、「第 2 項(a)及び(c)に示す場合において、その料金の総額は、客観的であり、透明性があり、かつ、検証可能な基準に従って計算される。そのような基準は、構成国によって定められる」と定め、基本的な枠組みを示すのにとどめています。

この点に関し、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の前文(40)は、「構成国は、限界費用を超える料金を課金するための基準を定めるべきである。構成国は、例えば、そのような基準を国内法令の中で定めることができ、または、その公的部門の組織それ自体以外の、そのような基準を定める権限のある適切な組織を指定できるものとすべきである。当該組織は、その構成国の国家体制及び法制度に従って組織されるべきである。その組織は、予算執行権をもち、政治的な責任の下にある既存の組織とすることができる」と述べています。

そして、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 7 条第 1 項は、「二次利用可能な文書に適用される条件及び標準手数料は、事前に定められ、それが可能かつ適切なときは、電子的な手段を介して公示される」と定めています。

なお、一般的な企業会計原則に関しては、明治大学法学部の講義科目である会社法の授業の中で説明があるはずです。この授業では、企業会計原則の説明を割愛します。

3 適用除外

オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の第 1 条第 2 項(d)は、(i) 国内の安全の防御(すなわち、国家安全保障)、国防または公共の安全、(ii) 統計上の秘密、または、(iii) 商取引上の秘密(業務上の秘密、職業上の秘密または企業秘密を含む。)を根拠とする場合を含め、機微のデータのような、構成国のアクセス制度の効力によりアクセスが排除される文書を同指令の適用除外としています。

同条第 2 項(e)も同趣旨の条項です。EU における国家機密の概念等に関しては、私の「情報社会の素描」を精読し、理解してください。

これら適用除外とされる類型に属するデータは、オープンデータとして提供されません。個別の情報公開請求により開示を求めることになりますが、通常は、拒否されることになるだろうと思われます。日本国の情報公開法第 5 条各号にも同趣旨の権利行使制限の定めがあります。

これらのアクセス制限は、「公共の福祉」という大きな集合に含まれる部分集合として理解することが可能です。

他方、オープンデータとして、特に制限のない無償のアクセスが一般的に認められている場合であっても、特定の属性をもつ情報だけはアクセスを制限することがあります。例えば、国土地理院

の地図の二次利用に関しては、一定の制限があります。

この例のように、そもそもアクセス権が制限されているデータの場合、二次利用も許されないことになります。何らかの違法な手段によってそのようなアクセス制限のあるデータを入手した上で、入手したデータを編集・加工して二次利用する行為もまた、違法行為となります。

国土地理院は、国土交通省設置法 27 条第 1 項及び第 28 条によって設置される国土交通省内の特別の機関です。そして、国土地理院は、測量法に基づき、基本測量を実施します。基本測量に関する資料（測量法 13 条）は、情報公開法 2 条 2 項の「行政文書」の一種ですが、「告示、訓令、通達その他これらに類するもの」（著作権法 13 条 2 号）には該当しないと解するとすれば、その著作者である国が著作権法第 2 章に定める権利を行使できることとなりますが、「告示」に類するものとの法解釈は十分に成立可能と思われます。

ところが、測量法 29 条は、「基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっても認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第 43 条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない」と定めています。

仮に、これらの文書（電磁的記録）が著作権法 13 条 2 号の告示の範疇にあるものであるとの法解釈が正当であり、かつ、いかなる場合でも国土地理院の長の承認を要するものであるとすれば、国民の知る権利（主権者である国民の共有財産として理解し得る日本国の国土の客観的な事実を知る権利またはアクセスの権利）を侵害する無効な条項だと解釈し得ることになるでしょう。少なくとも、データ経済（data economy）及びその手段としてのオープンデータ政策には逆行する条項だと思われます。

ただし、地図の利用に伴う「国土地理院の長の承認」の問題に関しては、国防上の見地も検討すべき余地があります。

地図の作成は、元は、旧陸軍参謀本部の外局であった陸地測量部によって行われていた測量及び地図作成による部分をかなり多く含んでいました。現行の測量法(昭和 24 年法律第 188 号)は、陸地測量部の職務と関係する法令の後継法令です。陸地測量部が作成した地図は非常に精度の高いものです。例えば、考古学の分野においては、過去の地形等を知るために現在でも実用に供されています。

一般に、国土の実効支配が国家の本質の重要部分である以上、その実効支配のために国土の範囲を正確に把握することは、国家の本質と直接に関係することです。そのような意味での測地は、伊能忠敬

(1745～1818)の『大日本沿海輿地全図』以来、今日に至るまで連綿として続けられてきました。現在では、衛星や航空機による写真測量やレーザー測量も多用されています。

敗戦により旧陸軍が廃止され、陸地測量部も廃止されました。しかし、地図のもつ国防上の重要性は、今日においてもなお維持されています。そのことを考慮に入れたいわけにはいきません。

地図に関しては、国防上の直接的な利益だけではなく、国の産業政策上の利益もあります。

工業、農林水産業を含むほぼ全ての産業が正確な地図の存在を必要としています。農業分野を含め、様々な産業分野と関連する知的財産権(特許権、営業秘密、商標権等)の中にも正確な地図の存在なしには機能しようのないものがあります。それゆえ、産業政策としても知的財産権の執行の問題としても、正確な地図の重要性を認識する必要があります。

仮に GPS 信号が正確であったとしても、正確な地図情報が存在しなければ、ほとんど無意味な信号であることとなります。GPS 信号は、座標情報を提供するだけであり、当該地点を含む場所の形状、機能及び属性等の情報を提供する機能をもっていません。

以上に述べたことを踏まえた上で、「国土地理院の長の承認」と「法情報へのアクセスの権利(日本の国土の客観的な事実を知る権利またはアクセスの権利)」との間の可能な調整点は、(1)測量精度(解像度)の低い地理空間データに関してはオープンデータとして扱い、「国土地理院の長の承認」の要件の適用を解除し、他方において、(2)測量精度(解像度)が国防上重要なレベルの精度に達しているものについては、「国土地理院の長の承認」の要件の適用を維持するというあたりにありそうです。

国土地理院が作成する地図等と同様のアクセス制限の理解と関連する微妙な考察対象となり得る事象は、他にもあります。

例えば、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)の第 19 条により公示される産業標準及び同法 20 条の定める日本産業規格(JIS)は、「法令」に準ずるものだと一般に理解されています。そして、JIS は、Web 上で検索可能です。

日本産業規格(JIS)は、様々な法令によって適合性が求められることが多いので、「法令」に準ずるものまたは「法令」の具体的な内容を補完するものだと解することが可能です。

そうであるとすれば、JSA には、著作権法第 2 章に定める権利がなく、従って、複製権の存在を前提とする出版権もないこととなります。

しかし、この点に関し、微妙に曖昧な状況が存在していることは事実です。

JIS 検索

<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

[2025 年 5 月 25 日確認]

法情報学 I 第7回講義案
オープンデータの理論と実際(3)
(2025 年 6 月 2 日開講)

明治大学法学部教授
夏 井 高 人

1 オープンデータ政策と経済政策との関係

世界各国のオープンデータ政策は、当該国の産業政策(データ経済政策)の一部です。

一般に、オープンデータ政策は、関係各国の法制の相違に応じて、法制度である場合もあり、または、法制度ではない国家政策の一種であることもあります。

EU の場合には公権力主体が保有するデータのオープンデータ政策に関して基本原則を定める法令(オープンデータ指令(EU) 2019/1024)が存在するので、法制度の一種です。この法制の概要に関しては、既に説明しました。

これに対し、日本国においてはそのような法令が存在しないので、法制度ではない国家政策ということになります。

それゆえ、日本国のオープンデータ政策の法的側面を理解するためには、オープンデータと関係する様々な法令の解釈・適用を検討しなければならないことになります。

EU においても、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 の適用のない私人が保有するデータの法的側面を理解するためには、日本国の場合と同様、オープンデータと関係する様々な法令の解釈・適用を検討しなければなりません。

そのようなオープンデータ政策の法的側面と関連する法令の中には、知的財産権の保護のための法令と個人データ保護のための法令が含まれます。それらの法令は、強行法なので、オープンデータであるデータに対してもそれらの法令の関連条項が強制的に適用されます。

一般に、知的財産権制度は、各国の経済政策(データ経済政策)という目的を達成するための手段としての側面ももつということを明確に理解してください。

オープンデータと関連する知的財産法の中で特に重要なものは、著作権法と不正競争防止法ですが、特許法、商標法、意匠法が適用されるようなタイプの法的問題も存在します。

それらの知的財産法制の詳細を認識・理解することは、現代の社会人として必須のことだと考えます。

知的財産権の講義を受講するか否かは学生の自由ではありますが、仮に知的財産法の講義を受講しないとすれば、関連書籍を読むなどして独学によって必ず理解してください。

知的財産法全体の入門書としては、愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法(第 2 版)』(有斐閣, 2023 年)があります。

ただし、知的財産権と関連する法制度は、本来は国家経済の繁栄という目的を実現するための手段の一種に過ぎません。

それゆえ、本来の目的を考えずに知的財産権保護を自己目的化して理解することは、極めて愚かなことです。

また、一般に、個人データ保護法制も、各国の経済政策(データ経済政策)という目的を達成するための手段としての側面をもちます。個人データの取扱いに関する法制度を統一化することによって、経済発展の妨げとなるような合理的ではない法的障壁を除去するという効果が期待されているからです。

本日の講義では、具体例として、EU の経済政策(データ経済政策)の概要に関する解説を行った上で、日本国の関連法制を踏まえ、オープンデータと知的財産権保護との関係に関し、その概要を説明します。

2 EU のデータ経済政策

EU のデータ経済政策は、一番最初のベネルクス 3 か国の時代から欧州共同体(EC)の時代を経て、現在の EU になるまでの間に、そして、EU となってから以降においても継続して、長い時間をかけて形成されてきたものです。

その間、世界規模で技術革新と経済構造の変化がありました。EU の経済政策もそのような世界規模の変化に即して修正されてきました。

EU という存在それ自体が、EU の構成国全体の利益のために全体的な経済政策を遂行するための政治的手段であるという性格をもっています。

政治学における国庫説を前提にすると、そのことを容易に理解することができます。

そのような長い時間をかけた実験と改善の結果として、データ経済政策を基礎とする現在の EU の基本的な経済運営が行われるようになりました。

EU のデータ経済政策(データ経済政策)を理解するためには、EU のこれまでの経済政策史全体を正しく理解する必要があります。

EU のデータ経済政策は、データ経済以外の分野を含む EU の全体としての経済政策の一部です。

EU の全体としての経済政策中の部分的な政策としてのデータ経済政策においては、その経済政

策の達成を目的とし、その目的を達成するための手段の一つとしてのオープンデータ政策の遂行と関連する知的財産権保護や個人データ保護が検討され、議論されてきました。

オープンデータを実現することに伴う他の法的利益(保護法益)との調整の努力の中で、関連する指令(Directive)や規則(Regulation)が採択され、それらの法令を実装・運用する中で、具体的・現実的な方策が形成されてきました。

EU 法の条項や前文(recital)の中で使用されている動詞としての「regulate」は、法令によって「規律する」を意味し、原則として、「規制する」を意味しません。例えば、EU 域内における EU の構成国に拠点をもつ企業等の(足並みを揃えた)産業振興策を定める条項であり、抑制策を定めるのではない条項のような場合においても、普通に、「regulate」が使用されています。

EU 法の条項等において「規制する」を意味するために「regulate」が使用されることが全くないわけではありませんが、例外です。

日本語の「規制」は「抑制」という負の属性を示すことの多い語なので、「regulate」の訳語としては、意味的に適切ではなく、文脈から「抑制」であることを示すことが明らかな場合を除き、原則として、使用すべきではありません。

名詞としての「regulation」でも同じです。

ただし、EU に限定されることではありませんが、どの国においても、過去の経済政策の遂行のために採用された手段としての様々な方策は、世界経済の動向の変化により、一定の修正が加えられる可能性があります。

以上に述べたような EU のデータ経済政策の歴史を示す政策文書の中で、最も基本となるものは、「欧州データ空間通知 COM(2018) 232 final」です。

欧州データ空間通知 COM(2018) 232 final [参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/EU_EuropeanDataSpace.pdf

この欧州データ空間通知 COM(2018) 232 final は、EU における共通のデータ空間(データを基礎とする新たな製品及びサービスの発展を可能とする規模をもつシームレスなデータ領域)に向けた重要な手立ての 1 つとして、1 パッケージの措置を提案しています。

このパッケージの中には、「科学情報へのアクセス及びその保全に関する勧告のアップデート」及び「民間部門のデータの共有に関するガイド」が含まれます。

後者の「民間部門のデータの共有に関するガイド」は、「私人が保有するデータはオープンデータ化できない」ということを踏まえた上で、法的に可能な範囲内で私人(企業)のデータの共有を進め、EU の国際的競争力を高めるというデータ経済政策の一部を実現するための手段です。

現時点において、「委員会通知 COM(2020) 66 final 欧州データ戦略」は、必読の政策文書となっています。

委員会通知 COM(2020) 66 final 欧州データ戦略 [参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No40.pdf

この委員会通知 COM(2020) 66 final の中では、オープンデータ指令(EU) 2019/1024 が EU のデータ戦略の中で段階的に採用されてきた手段としての法的方策の 1 つであることが明示されています。この通知の中では知的財産権保護との調整の必要性が強調されています。

この委員会通知 COM(2020) 66 final は、EU において新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化していた時期に発せられました。

当然のことながら、この通知の草案は、もっと早い時期に作成され始めていたと推測されます。しかしながら、この時期にこの通知が発せられたということは、EU において、新型コロナの問題が緩和または解消された後の経済を睨んで、従来から推進されてきたデータ経済を更に強力に進めるための具体的な方策を提示するものであるという意味で、「ポスト新型コロナの世界経済の重要部分を握る」という EU の意欲を明確に示すものと言えます。

委員会通知 COM(2020) 66 final では、「データ経済(data economy)」という概念が明示的に用いられています。

ここでいう「データ経済」とは、データ駆動型(data driven)の産業及び社会において競争力のある経済のことを意味します。

委員会通知 COM(2020) 66 final のイントロダクションの中で述べられているとおり、この通知は、今後 5 年間ににおけるデータ経済を可能とするための政策措置と投資に関する EU の戦略の概要を示すものです。

データ駆動型社会と関連する EU の基本的な政策文書は、データ駆動型経済通知 COM(2014) 442 final です。

データ駆動型経済通知 COM(2014) 442 final [参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/EU_COM_442.pdf

委員会通知 COM(2014) 442 final のイントロダクションの中では、現在の世界に対する EU の視点が示されています。すなわち、「我々は、デジタルデータ、コンピュータ化及び自動化によって駆動される新たな産業革命を目撃している。人間の活動、産業プロセス及び研究の全ては、かつてない規模のデータ収集とデータ処理、新たな製品とサービスの噴出、並びに、新たなビジネスプロセスと科学上の手法を導いている。その結果として生ずるデータセットは、膨大かつ複雑なものであり、現在のデータ管理ツール及び手法ではそのような『ビッグデータ』を処理することが困難となりつつある」と述べられています。

委員会通知 COM(2014) 442 final は、そのイントロダクションの中で述べられているような基本認識

を前提にした上で、より具体的な政策として、(1) 競争力、公共サービス及び市民の生活の質を向上させることができる「灯台」データイニシアティブの支援、(2) 中小企業のグローバルな競争力の増強を実現する技術、基盤となるインフラ及び技能の開発、(3) 公開データの共有・利用及び開発の拡大、データインフラの調査研究、(4) データの信頼性等と関連する法的枠組み及び基本政の確保、(5) データ保護、ネットワーク及び情報セキュリティと関連する法改正、(6) 行政機関及び行政サービスのデジタル化の促進等の政策を掲げ、更に、より具体的な実現手段を提案しています。

これらの現実的な手段を実現するため、EU においては、様々な関連法令、運用指針(guidelines)、評価基準(criteria)、技術標準(standards)及び共通仕様(common specifications)が採択されてきました。

EU におけるこれらの動向は、日本国の経済政策や立法にも大きな影響を与えてきました。

EU の構成国は日本国にとって非常に重要な取引相手国であり、取引相手国の基本法制や行政運営に適合した企業活動を行わなければ、日本国の企業が EU 域内において円滑に経済活動を遂行することができなくなってしまう。

日本国政府は、日本国企業が EU 域内においても経済活動を発展させることができるよう、EU の経済政策(データ経済政策)とその実現手段に常に注目し、それらの変化に対応するための施策を重ねているのです。

委員会通知 COM(2020) 66 final 及び委員会通知 COM(2014) 442 final 以外の EU のデータ経済と関連する法令及び政策文書等に関しても、その参考訳を Web 上で公表してあります。

規則(EU)2022/868(データ統治法)[参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No53.pdf

規則(EU)2022/2065(デジタルサービス法)[参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No52.pdf

指令(EU) 2024/2853 [参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No64.pdf

これらの政策文書は、独立したものではなく、相互に密接な関連をもつものなので、一緒に読まなければならない。特に欧州連合の整合化立法(the Union harmonised legislation)に属する法令ではそうです。

委員会通知 COM(2020) 66 final は、「欧州のデジタル将来構想(Shaping Europe's digital future)」に関する欧州委員会通知(COM/2020/67 final)及び EU 全域にわたる人工知能の開発と摂取を欧州

委員会がどのように支援し促進するかを示す「人工知能に関する白書 (WHITE PAPER on Artificial Intelligence - A European approach to excellence and trust)」(COM/2020/65 final)と同時に提出されました。

「欧州のデジタル将来構想」と関連する様々な情報を入手できるサイトの URL は、下記のとおりです。

Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en>
[2025 年 6 月 2 日確認]

「人工知能に関する白書」を入手できるサイトの URL は、下記のとおりです。

WHITE PAPER On Artificial Intelligence
https://commission.europa.eu/system/files/2020-02/commission-white-paper-artificial-intelligence-feb2020_en.pdf
[2024 年 6 月 2 日確認]

このような流れの中で、規則(EU) 2024/1689 (人工知能法)が採択されました。その参考訳は、下記のところにあります。

規則(EU) 2024/1689 (人工知能法)[参考訳]
http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No57.pdf
http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No58.pdf
http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No59A.pdf
http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/LawandInformationMag_No59B.pdf

以上に加え、EU のデータ経済政策の中で手段としてのオープンデータ政策をとらえる際に理解しておくべき必須の概念として、「データ駆動型 (data driven)」、「データアジャイル (data agile)」、「機械対機械通信 (M2M)」、「IoT オブジェクト」があります。

これらの基本概念についての正確な認識・理解なしには、そして、それらの問題点を知ることなしには、オープンデータ政策と知的財産権保護との関係を理解することは非常に困難または不可能です。

3 著作権法上の問題点

3.1 一般原則

一般に、知的財産権 (intellectual property rights) のような他者の「専有権 (proprietary rights)」が付着している情報またはデータに関しては、それらの専有権を侵害することが許されません。

「専有権」の概念は、民法上の「占有権」の概念とは全く異なる講学上の法概念なので、注意してください。占有権の概念は、古代ローマ法の所持 (possession) の概念を基礎として日本国の民法 180 条によって定められているものです。

専有権の概念は、英米の判例法を踏まえた講学上のものであり、日本国の法令中に「専有権」を定義する条文があるわけではありません。

専有権は、一般名詞としての総称です。専有権の範疇に含まれる著作権や特許権等の権利保護期間は、それぞれの権利を定める法令の中で定められています。

他者の専有権のあるデータに関しては、

- (1) 明示の条件 (制約条件) としてそれらの専有権の付着する情報またはデータの一部を利用することが認められている場合には、その条件を遵守して利用し、または、
 - (2) 当該専有権の保有者から同意 (許諾) を得て利用し、または、
 - (3) そのような条件 (制約条件) が明示で示されていない場合もしくは同意 (許諾) を得られない場合には、法定の許容範囲内で利用することにより、
- その他者の専有権のあるデータを適法に利用できます。

他者の専有権が付着する情報またはデータは、当該専有権の保護期間内は、常に、それらの専有権の権利者の支配下にあります。

その専有権の違法な侵害行為があった場合、損害賠償請求や処罰、仮処分による差止めを含め、その専有権の法律効果が及びます。

以上のような意味での専有権には様々な種類のものがあります。専有権の中で最も身近な権利は、著作権でしょう。

他者が著作権をもつデータは、当該他者の私有財産の一部です。

他者の私有財産である以上、

- (1) 当該他者の許諾 (permission) がある場合、
- (2) 法律に定める適用除外事由等に該当する場合、
- (3) 正当防衛や緊急避難のような一般的な違法性阻却事由に該当する場合

等を除き、当該他者の私有財産である著作物にアクセスまたはそれを利用することは、当該他者の財産権に対する違法な侵害行為となります。

他者が著作権をもつデータを利用するためには、法定の正当化事由があることを必須の要件とします。

そのような正当化事由としては、例えば、

- (1) 著作権法に定める権利制限事由を定める条項が適用される場合、そして、
 - (2) 権利者の許諾または同意がある場合
- をあげることができます。

前者の権利制限事由は、「強制許諾」と呼ばれることがあります。後者の「許諾または同意」には、個別の許諾の場合と、例えば、クリエイティブコモンズ (Creative Commons) に準拠する使用許諾等のような包括的な許諾の場合とがあります。

SNS を含め、「ネット上にそのようなデータが存在する」ということだけで、当該データに関し、「パブリックドメインである」または「包括的に使用許諾がある」との推定は全く働きません。

著作権の侵害行為における違法性または違法性阻却に関する法令や条項の解釈の方法としては、当該著作物へのアクセスまたは利用行為が外形上著作権法に違反する行為を組成するかどうかを判定し、次に、著作権法に定める適用除外条項(強制許諾条項)の適用があるかどうか、または、一般的な違法性阻却事由が存在するかどうかを判定されることになります。

日本国の法秩序の下においては、米国の判例理論である「フェアユース(fair use)」の理論は、米国の関連判例法と同一の内容が日本国の著作権法の中に既に組み込まれているような場合を除き、一般的な違法性阻却事由の一種として理解され得ることになるでしょう。

(複製権・公衆送信可能化権等)

著作物の著作権者は、当該著作物の複製に関する権利(複製権)、公表に関する権利(公表権)及び公衆送信可能化する権利(公衆送信可能化権)を専有します。

著作権法に定める適用除外条項のいずれにも該当しないのに、無権限で当該データを複製し、公表し、または、公衆送信可能化の状態にすると、違法行為となります。

(編集権・翻案権等)

著作物の著作権者は、当該著作物の編集に関する権利(編集権)及び翻案する権利(翻案権)を専有します。

一般に、第三者が著作権を有する文書の内容の一部を切り取り、つなぎ合わせて、外見上別の文書のような文書を作成する行為は、オリジナルの文書との関係では「編集行為」になります。

生成 AI が自動処理によりそのような編集行為を実行したのと同じような結果は発生させた場合も、人間の手作業による編集行為と同様に考えることができます。

著作権法に定める適用除外条項のいずれにも該当しないのに行われる編集行為は、違法行為となります。

行為者の故意によってではなく過失によってそのような結果が発生した場合でも、民事上では等しく違法行為です。このことは、AI システムでも同じです。

同様に、一般に、オリジナルの文書の内容を修正して別の文書のような文書を作成する行為は、オリジナルの文書との関係では「翻案行為」になります。

著作権法に定める適用除外条項のいずれにも該当しないのに行われる編集行為及び翻案行為は、それ自体としては、適法な「引用(citation)」には該当しません。

更に、一般に、著作権法に定める適用除外条項のいずれにも該当しないのに、他者の著作物を編集または翻案して作成した別の文書等を「自分の文書」として、更に別の者に対して提供または公表する行為は、常に複製権の侵害を組成する要素を内包しています。

3. 2 私的使用の場合の例外

一般に、他人の著作物を利用する個人が、当該個人の私的行為の範囲内で当該著作物を利用すること、編集すること(私的使用)、翻案すること、翻訳することなどは自由です(著作権法第 30 条参照)。

著作権法第 30 条第 1 項柱書は、「著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる」と定めています。

この「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の解釈に関して、精密に法解釈論を勉強した上で自己の見解を形成しているのではなく、自己の経験や思い込みに基づき、または、一般的な国語理解により、恣意的または独善的に解釈している例がかなり多数みられます。他者の著作物の利用者が正確な法解釈をしていない場合、自分が「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」に該当するものだとか確信していたとしても、違法行為となり得ます(「法の不知は有恕せず」)。

個人の行為であっても、自己が入手した他者の著作物を公表または公衆送信可能化すること、当

該著作物の複製物、当該個人が私的使用の範囲内で作成した編集物、翻案物または翻訳物等を第三者に提供すること、公表すること、公衆送信可能化することは、他に正当化事由が存在しない限り、「私的使用」には該当せず、違法行為となります。

一般に、個人が SNS や共有サイト等に他者の著作物をアップロードする行為は、著作権法が定めている私的使用には該当しません。

一般に、インターネット上の SNS などの情報共有サービスでは、自由に二次利用可能なコンテンツやデータであるかどうかが明確ではないコンテンツやデータのやりとりが実行されることがあります。

ただし、高度の知識・理解をもつ専門家に限定されたサークル内でない限り、どのような人がその SNS に参加しているのかわかりません。誰でも参加可能な SNS の場合、その参加者の中には法的素養が全くない者や無法者(詐欺行為を実行している犯罪者等)が含まれている蓋然性があります。

また、SNS 内においては、人間(自然人)ではない AI エージェントが人間のようにふるまっているだけのことや虚偽内容の情報を拡散するための謀略用 AI エージェントが活動しているだけのこともあります。

自分自身が全ての権利の権利者となっているコンテンツを保有している場合には、所有者が(他の権利の付着していない)自己の所有物を自由に使用・収益・処分する場合と同様、権利関係にからむ法的問題が発生しません。

これに対し、自分以外の者が権利者となっている場合、権利者の同意や承諾がないと適法に二次利用できないのが原則です。

ところで、例えば、写真投稿サイト等の中には、「利用者が投稿すればそのサイト運営者が著作権を自動的に取得する」という条件でサイト利用を認めているところもあります。

そのようなサイト利用条件が存在するかどうかは、当該サイトの利用約款の中で定められているのが一般的です。投稿者である権利者は、そのようなサイトの利用に際して適用される約款の効力により、自動的に「権利譲渡に同意した」ということになります。

本来の権利者であったはずのサイト利用者は、そのようなサイトを利用したために自動的に無権利者になってしまいます。

このような場合、そのサイトへの投稿者は、本当は自分が権利者だったはずなのに、投稿によって自動的に権利を失い(=そのサイトが権利を取得し)、そのサイトから自動的に使用許諾を受けているということになります。

もし権利を喪失したくないのであれば、「どのような法的根拠に基づいて他人のデータを利用することが可能になっているのか」について常に気をつけると同時に、「投稿サイト等の利用条件を精密に理解していること」、特に、「当該サイトが自動的に権利移転を受けるという約款の条項が存在するかどうかを常に監視・確認すること」がとても大事です。

他方、リアルの授業(対面授業)またはオンラインの授業を受講している受講生の間の関係について述べると、それらの授業を受講している状態は、第 30 条第 1 項柱書に定める「個人的に」または「その他これに準ずる限られた範囲内」には該当しません。

授業は、大学内に限定されているとはいえ、(家庭内ではなく)公開の場の出来事だからです。

それゆえ、受講生の間においてレジュメや参考資料等のファイルを共有することは違法行為となります。

また、特定の講義と関連して、先輩から後輩へファイルを提供することや、受講生から受講生ではない者に対してファイルを提供することは、第 30 条第 1 項柱書に定める「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」には全く該当しません。

大学の授業のような非営利活動ではなく、企業活動のような営利活動の場合には、無権限の複製や移転の違法性が更に顕著となります。

零細な個人事業者(クリエイター等)が作成・提供している有償のコンテンツに関し、無権限でそのコンテンツを第三者に提供したりする行為は、当該個人事業者の経済生活を破壊し、当該個人事業者を餓死させる危険性があるという意味で、殺人行為に匹敵する違法行為となり得ると言えます。

このような文脈においても、他者の著作物を利用する者の利益だけを考慮して著作権法第 30 条第 1 項柱書に定める「個人的に」または「その他これに準ずる限られた範囲内」について解釈するような見解は、完全に誤っています。そのようなことも考えた上で、権利者の立場や利益保護を理解してください。

このような著作物の編集、翻案または翻訳が(例えば、GPT のような)AI アプリや AI サービスを使用して実行された場合でも、それが人間によって実行された場合と全く同じです。

そのような AI アプリや AI サービスの出力結果に関し、(いわゆる剽窃や違法な模倣の場合を含め)それを第三者に提供すること、公表すること、公衆送信可能化することは、違法行為となります。

当該個人が私的使用の範囲内で他者の著作物を利用することそれ自体と、その利用の結果として作成した編集物、翻案物または翻訳物等を第三者に提供すること、公表すること、公衆送信可能化することとは全く別の行為です。

個人が私的使用の結果として作成した編集物、翻案物または翻訳物等を第三者に提供し、公表しまたは公衆送信可能化するためには、既述の適法化要件のいずれかを満たさなければなりません。

つまり、当該個人が法律によって認められているのは、当該個人の私的領域内において当該個人として使用する場合に限定されます。

3.3 引用の場合の例外

オープンデータとして公開されている情報の中には、著作権法によって保護される著作物が含まれています。

そのような著作物は、著作権法に定める「公正な慣行」に合致した引用の要件を満たすものである限り、個別の許諾なく引用して二次利用(reuse)できます(著作権法第 32 条参照)。

地方公共団体(地方自治体)がオープンデータとして提供している文化財情報等の中には「引用禁止」等と明記しているところもあります。

しかし、いかなる場合においても「引用禁止」とすることは、著作権法を全く理解していないことが明々白々であり、感心しません。

著作権法は強行法なので、当該地方公共団体(地方自治体)の Web サイト上にある「引用禁止」等の文言は完全に無効であり、また、そのような文言を Web 上で公開することは、著作権法の定めに反する違法行為となります。

「引用禁止」ではなく、例えば、「引用は、著作権法に定めるとおりの方法で行ってください。それ以外の方法による引用の場合には違法行為となることがあります。」等と表現すべきだと考えられます。

一般に、「公正な引用」に該当しない「まる写し」のようなデッドコピー類型の行為は、そもそも「引用」に該当しません。

例えば、ある 1 つの文の中において、他の資料からのコピーまたはそれに類する部分が多く、そのコピーされた文の部分が本文の中で何らの適正な機能(論述対象の識別・特定、論理的整合性・一貫性の確保、論証、例証等)も果たしていない場合、それは、「公正な引用」とは言えません。

著作権法に定める著作物の「公正な引用」の法律要件及び法律効果の詳細に関して興味のある受講生は、知的財産法の講義を受講し、正確な理解を得るようにしてください。この授業では「公正な引用」の法律要件及び法律効果並びにその具体例に関する詳論を避けます。

「公正な引用」に関して、以上のように説明してもなかなか理解しにくいかもしれません。

一般論としては、本文が主であり、引用された部分が従であるような場合が「引用」となると説明されていますが、そのような説明だけでは不正確です。

例えば、私は、従来、明治大学法学部のゼミ(専門演習)の授業等において、学生から論文等の原稿の提出を受けると、

- (1) 「自分の頭の中だけから出てきた完全にオリジナルの文章」の部分と「他の文章のコピーの部分」または「他の文章を若干修正して組み込んだ部分」とを明確に分けることを指示し、後者の部分(「他の文章のコピーの部分」または「他の文章を若干修正して組み込んだ部分」)をマーカーで色塗りしてみることを指示するのが通例です。

そうすると、

- (2)
 - (a) 非常に優秀な学生が提出した論文原稿等の場合を除き、「自分の頭の中だけから出てきた完全にオリジナルの文章」がほぼないことを当該学生自身が認識できるようになります。

(b) 非常に優秀な学生の場合、「公正な引用」の概念と方法を既に十分に理解し、実践できているので、論文原稿の内容に関する指導・助言に進むことができます。

そのような指導・助言の中には、本文と引用部分との機能的な関係性が明確になっているかどうか、当該引用部分が本文の論拠として適切であると言えるかを再考するように指示することも含まれます。

(3) 「公正な引用」の概念・方法が十分に身につけていない学生の中で、(2)の(a)の方法によるマーキングの実行によって、「自分の頭の中だけから出てきた完全にオリジナルの文章」が乏しいという認識を明確にもつことのできた学生に対しては、「自分の頭の中だけから出てきた完全にオリジナルの文章」の部分が全体の 8 割以上になるように書きなおすことを指導します。

(4) その学生がうまく書き直せないときは、「論文を書くだけの実力がついていない」ということを当該学生が自覚できることとなります。

そのような場合、論文を書くための実力を少しでも高めるための指導・助言を実施します。

無論、個々の学生によって個性や能力がかなり異なっているので、一律の指導・助言をしても意味がないことが多々あります。

ゼミ(専門演習)の授業では(少人数なので)個別指導が可能です。講義ではそのようなわけにはいきません。

次善の策として、講義においては、感想文等の提出物に対してコメントを返すということができるだけ励行するようにしてきました。

ただし、間もなく満 70 歳となり、定年退職する予定の高齢者の一員である私の体力と時間の限界があるので、常にそのようなコメントを実施しているわけではありません。

3.4 オープンデータ化することの意義

著作権のあるデータの利用に関しては、理論的には以上に説明したとおりとなります。

しかし、どのような場合においても常に厳格に著作権法を適用すると、様々なデータの二次利用に大きな限定・制約が生じることになります。

国の行政機関のような公的機関からオープンデータとして提供されるデータに関し、当該データがパブリックドメインではなく著作権等の権利のあるデータであるときは、一定の使用許諾条件の下においてのみ、そのデータの二次利用(複製、編集、改変等)が認められます。

そのような場合において、第三者に対するデータの移転に関しては、オープンデータの二次利用条件を定める包括使用許諾の中で、利用者間におけるデータの移転を許諾していることが適

法な利用のための条件となります。

そのように許諾されていると解釈できないときは、著作権法の関連条項が適用されます。その結果、オープンデータの共有もできないという結論になると考えられます。

現実には、Web 上において誰でも容易にアクセス可能な状態で提供されているオープンデータ（一般的な行政事務遂行上の公示、法情報、文化財情報、気象情報など）に関しては、明示でデータ共有を許諾しているわけではないとしても、法解釈上、データ共有も二次利用の一形態として含めて（黙示で）許諾していると解釈可能な場合が多いと考えられます。

しかし、このことは、私人対公権力主体の関係において、公的機関（行政庁など）が保有するデータへのアクセス権の行使を簡素化し、国民が広く二次利用できるようにすることが国全体のデータ経済の推進に寄与することになるという国家レベルの経済政策論に基づくものです。

それゆえ、私人対私人の関係においては、私人対公権力主体の関係の場合のようにオープンデータの利用一般から考えるのではなく、著作権法に定める規範を正確に理解し、そのような正確な理解を基礎とした上で、適法に個別の許諾または包括許諾を受けなければ、他者の専有権のあるデータを適法に利用していることになりません。

また、データの二次利用に関して個別の許諾または包括許諾を受けている場合であっても、当該データの利用または二次利用の範囲及び態様は、当該個別の許諾または包括許諾の中で定められている範囲内に限定されます。その許諾のある範囲を超過する行為は、やはり違法行為となります。

そして、オープンデータの利用または二次利用により経済的利益をあげようとする企業（スタートアップや中小企業を含む。）は、オープンデータの使用許諾条件を正確に認識・理解する必要があります。

3.5 複数の権利(法的利益)が混在する場合の調整

リアル空間においても、ネット空間においても、何らかの画像を入手した場合において、その画像の中に他者の専有権のある画像部分が含まれてしまうことがしばしばあります。

例えば、街の景色を写真撮影すると、ほぼ 100%の確率で、建築の著作物や絵画の著作物等の多数の著作物がその写真の中に写り込んでしまいます。

そのような写真を写真投稿サイトにアップロードすれば、自動的に、その他者の著作物部分も公衆送信可能化してしまうことになります。

同様のことは、画像データだけではなく、音声データでも生じます。

例えば、誰かとの会話の記録の背後で商業音楽の演奏が流れていた場合、当該音楽著作物のデータが会話データの中に含まれてしまうことになります。

そのような他者の作品を取り込んでしまうことを意図的に実行する「サンプリング」の手法の適法性に関しては、長く議論されてきました。

同様の問題は、知的財産権との関係だけではなく、例えば、肖像権やプライバシー権のような人格的利益との関係でも生じ得ます。

さて、これらの例のように、自分が新たに著作物(写真の著作物など)を創作したと認識している場合であっても、その作品の中に第三者の著作物が含まれてしまうことが少なくないのですが、そのことは、オープンデータの場合でも同じです。

一般に、オープンデータの中に含まれている第三者の著作物に関し、常に個別の権利処理が必要になるとすれば、特に写真の著作物の場合には、オープンデータ政策それ自体がほぼ全面的に破綻してしまうことになるでしょう。

現行の著作権法は、関連する国際条約に基づき、自動的に権利関係を調整するための条項が設けられています。

そのような様々な権利関係を自動的に調整するための条項が著作権法中に存在しなければ、写真投稿サイトの運営も不可能になってしまうことでしょう。

そのような権利調整に関する条項の詳細に関しては、知的財産法の講義を受講することによって習得してください。

3. 6 オープンデータ政策と著作権保護との関係

3. 6. 1 損害賠償責任と立証責任

著作権法に定める条項に違反する行為により他者の権利(著作権、著作者人格権または著作隣接権)を侵害した場合、違法行為となります(著作権法 113 条参照)。

そのような行為があった場合、故意の場合と過失の場合を含め、民法 709 条以下に定める不法行為に基づく損害賠償請求の原因となり得ます。

著作権法に定める権利の場合に限らず、他の種類の知的財産権(専有権)の場合でも同じです。

民事の損害賠償責任は、故意の場合だけではなく、過失の場合にも生じます。これは、民事法の基本原則の 1 つです。

この文脈において、重要なことがあります。それは、立証責任の問題です。

基本原則として、被害者(原告)は、加害者(被告)の故意または過失を主張・立証しなければなりません。

しかし、著作権に限定すると、著作権法 113 条が適用される場合には、故意または過失の立証を要することなく、著作権侵害行為とみなされます。

ただし、著作権法 113 条の 2 は、善意で当該複製物等を取得した第三者に関する適用除外を定めています。

損害額についても被害者(原告)が加害者(被告)の故意または過失を主張・立証しなければなりません。

ただし、損害額に関しても、著作権法の中には損害額の推定条項があります(著作権法 114 条参照)。

著作権法 114 条に基づいて推定される損害額が反証によって破られない限り、かなり高額な損害賠償責任を負うことがあります。

3. 6. 2 パブリックドメインの相対性

同一のデータまたはデータセットであっても、複数の異なるタイプの法的対処を同時に行わなければならないような場面が増えています。

(製造物でもある著作物の場合)

著作物であっても製造物責任法に定める「製造物」としての法的属性をもつ場合には、(消費者保護のための)製造物責任という側面では、製造物責任法の適用により立証責任が転換されますので、被害者(原告)の側で製造者(被告)の過失を立証するのではなく、製造者の側で無過失を主張・立証しなければなりません。

このような製造物責任が問題とされ得る事案類型の中には、例えば、電子装置内に記録されたファームウェア等が含まれ得ます。この例のような場合、純粋な電子データとして独立して理解するのではなく、電子チップという機械装置全体を1つの製造物として把握することになります。

(個人データでもある著作物の場合)

当該データが個人データに該当する場合には、個人データとしての法的保護も検討されなければなりません。

現実には、個人データに該当するデータと個人データに該当しないデータ(非個人データ)が混在する場合がありますので、EU では運用指針 COM/2019/250 final を公表しています。

類似の問題は、パブリックドメインとの関係においても生じます。

一般に、オープンデータは、アクセス制限のないデータのことを意味します。

これに対し、一般に、パブリックドメインのデータは、最初から権利が存在しないため、または、存在していた権利が失効しているため、アクセス制限もないデータのことを意味します。

オープンデータは、パブリックドメインであることもありますが、パブリックドメインではないデータ(他者の専有権のあるデータ)であることもあります。

加えて、「アクセス制限がない」ということは、それだけでは、当該データに存在している他者の権利が全て放棄されたデータであることを全く意味しません。

逆に、アクセスと関係する権利以外の権利は全て残存していると考えるのが妥当です。

それゆえ、同一のデータに関して、例えば、10 年の保護期間の権利 A と 50 年の保護期間の権利 B とが同時に存在しているという架空の例を考えてみると、権利発生から 10 年を経過すると、権利 A に関してはパブリックドメインとなっても、権利 B との関係ではパブリックドメインとなっていないという相対的な関係が存在していることになります。

それゆえ、「ありとあらゆる権利が存在しない」という意味で完全なパブリックドメインであるものは現実には存在しますが、相対的にパブリックドメインとなっているものも存在し得ることになります。

そのことから、「どの権利との関係でパブリックドメインだと言えるのか?」を個別に丁寧に検討しなければならないことになります。

同一のオープンデータに関して(著作権や特許権などの)複数の異なる種類の知的財産権が成立している場合、それらの各権利との関係で相対的に、そのオープンデータがパブリックドメインと言えるか否かが検討されなければなりません。

以上のことから、著作権だけではなく、全ての種類の知的財産権に関し、基本的な制度目的、仕組み、重要な条項等を知っていることが重要になります。知らないと、そもそも問題点に気づくことさえできません。

ところで、他の法学の分野と同様、著作権法、特許法などの知的財産法の領域においても、様々な学説や見解の相違があります。また、法学上の通説的見解と実務(特許審決や裁判所の判断)における見解との間で大きく相違する部分もあります。

この「法情報学」の講義は知的財産法の講義ではありませんので、法情報学と関連する範囲内に限定した上で、「知的財産法の分野に含まれる事項と法情報学とがどのような関連性をもっているのか」を理解してもらうということを重視して授業内容を設計しています。

著作権法の基本を知らないことは社会人としてかなりリスクなことですが、反対に、著作権法しか知らないのに「法制度全部を理解できている」と錯覚・誤解することもまた、ひどく愚かなことです。

木も森も見ましょう。

4 商標権, 特許権等との関係

4.1 総説

全てのオープンデータが該当するというわけではありませんが、一般に、オープンデータの種類によっては、著作権以外の知的財産権の保護が問題となることがあります。

一般に、知的財産権の範疇(カテゴリ)には、著作権だけではなく、特許権、商標権、意匠権、種苗法上の権利、回路配置の権利、営業秘密等の諸権利も含まれます。

これらの知的財産権の保護対象に関しても、法定の権利保護期間が経過すると、パブリックドメインとなります。

つまり、パブリックドメインの概念は、著作権に限定されたものではありません。

アクセスの対象となる情報またはデータに(著作権以外の)知的財産権等がある場合、当該権利の権利者以外の者がアクセス主体となって実行される当該情報またはデータへのアクセスは、当然のことながら、(著作権以外の)知的財産権等の内容へのアクセスをも自動的に惹起させることになります。

それゆえ、そのような情報またはデータへのアクセスをするためには、何らかの正当化事由または違法性阻却事由を得ることが必要となります。

このような法的関係は、私人対私人の場合(権利者でない者と権利者との間の場合)だけではなく、私人対公権力主体の場合(国民と国または国の機関との間の場合)でも発生し得ます。

4.2 特許権

特許が特許公報によって公示される場合を含め、当該知的財産権の内容が適用される法令の定めに従って公示される場合、最初からオープンデータになっているということができます。

特許公報等によって公示されている特許の内容を示すデータへのアクセスは、自由です。

これに対し、秘密意匠や営業秘密のように、その権利の内容が公示されず、秘密のものとされている場合、その内容を示すデータをオープンデータとすることができません。

後述のデータベース構築のためのノウハウや設計書等が営業秘密等に該当する場合も同じです。それらの秘密の権利内容を示すデータに無権限でアクセスする行為は、違法行為となります。

特許法の第2条第1項は、「発明」に関し、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度の

ものをいう」と定め、同条第 2 項は、「特許発明」に関し、「特許を受けている発明をいう」と定め、特許の「実施」に関しては、同条第 3 項で定めています。そして、同条第 4 項は、「プログラム等」に関し、「プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。)その他電子計算機による処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるものをいう」と定めています。

この「プログラム等」の中には、著作権法 12 条の 2 に定めるデータベースの著作物としても重疊的に保護され得るものが含まれ得ると解されます。

特許発明は公示されますが、特許出願中の発明は秘密のものとされます。

特許庁の職員または元職員が特許出願中の発明に関する秘密を洩らしたときは、罰則の適用があります(特許法第 200 条)。

特許発明それ自体が公示されるものであっても、特許発明の具体的な実施方法・実施内容まで公示されるわけではありません。

具体的な実施方法・実施内容が不正競争防止法に定める営業秘密に該当するときは、秘密のものとされ、その内容が無権限で公開したときは罰則の適用があります(不正競争防止法第 21 条、特許法第 200 条の 3)。

それゆえ、特許制度は、特許発明の公開を基本としているとはいえ、特許と関連する事柄の中でこのような意味で秘密事項となっている事柄を内容とするデータをオープンデータとすることは、認められません。

別のデータの中に第三者の知的財産権が含まれている場合も同じです。そのようなデータをオープンデータとすることは、認められません。

EU のオープンデータ指令(EU)2019/1024 の前文(54)、第 1 条第 2 項(c)及び第 1 条第 5 項は、以上のようなことを明らかにしています。

ここで述べたことと関連して、生成 AI の迂闊な利用による秘密情報の開示が問題となり得ます。

4. 3 商標権など

EU のオープンデータ指令(EU)2019/1024 の第 1 条第 2 項(g)は、「ロゴ、紋章及び記章」をオープンデータには適用されないことを明らかにしています。

一般に、「ロゴ、紋章及び記章」は、人間が視覚によって対象を識別・認識するための識別子(identifier)として機能するものですので、他者が権利をもつ「ロゴ、紋章及び記章」の二次利用を認めることはできません。

一般に、「ロゴ、紋章及び記章」をオープンデータとした場合、犯罪行為を構成するような無権限利用や偽造・模造による濫用が考えられます。

例えば、本物の「ロゴ、紋章及び記章」のデジタルデータをそっくりそのまま二次利用してフィッシングサイトを構築すると、本物のサイトと見分けがつかなくなることがあります。また、フィッシングではない詐欺行為のために濫用されることもあります。

他者の「ロゴ、紋章及び記章」を無権限利用または濫用して構築された偽サイトの存在はかなり深刻な脅威となり得るものなので、情報セキュリティの観点及び犯罪学の観点からしても、「ロゴ、紋章及び記章」の自由な二次利用は認められません。

情報セキュリティの観点から離れ、知的財産権保護の文脈に限定して適用法令を説明すると、商標として登録された「ロゴ、紋章及び記章」には独占権(専有権)が発生します。

権利者以外の者がそのような「ロゴ、紋章及び記章」を無権限で利用または二次利用することは、知的財産権の侵害行為の一種として違法行為になります。

商標には、物品である商品を識別するために付されるもの(商標法第 2 条第 1 項第 1 号・トレードマーク)と商業上で提供される役務(サービス)を識別するために付されるもの(商標法第 2 条第 1 項第 2 号・サービスマーク)の 2 種類があります。それらの中には、一般に、「ロゴ」として認識されているものがかなり多数あります。

商標法第 74 条は、登録商標の複製行為だけではなく、模倣行為(紛らわしい表示を付する行為)も禁止しています。

一般に、商品またはサービスの提供者の同一性識別を誤らせる行為は、当該商標を使用する権利者に経済的打撃を与え得るだけではなく、リアル空間及びネット空間の消費者や顧客事業者を脅威に晒す行為となります。

これらの登録商標は、ある商品またはサービスと別の商品またはサービスを識別するための識別子(identifier)の一種であり、表示されなければ全く意味のないものなので、それ自体としては秘密のものではありません。

商標法は、商業上使用される標章(シンボル)を知的財産権の一種として保護する法律です。商業上使用される標章(シンボル)ではない標識等に対しては適用されません。

以上に説明したことは全く別に、軽犯罪法の第 1 条第 15 号は、「官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外国におけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのかかわらず、法令により定められた制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作った物を用いた者」と定めています。

この禁止に違反した者は、同法によって処罰されます。

4. 4 営業秘密

EU のオープンデータ指令(EU)2019/1024 の第 1 条第 2 項(d)(iii)は、「商取引上の秘密 (業務上の秘密, 職業上の秘密または企業秘密を含む。)」をオープンデータには適用されないことを明らかにしています。

ここでいう「企業秘密」とは, 日本国の不正競争防止法が定める「営業秘密」と同じものと考えて差支えありません。

営業秘密を保護するための EU の基本法令は, 営業秘密指令(EU) 2016/943 及び規則(EU) 2023/2854(データ法) です。

営業秘密指令(EU) 2016/943 [参考訳]

http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/EU_TradeSecretDirective.pdf

日本国の不正競争防止法の第 2 条第 6 項は, 「営業秘密」に関し, 「秘密として管理されている生産方法, 販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって, 公然と知られていないものをいう」と定めています。

「秘密として管理されていること」が要件となっているので, 営業秘密を内容とするデータをオープンデータとすることは, 認められません。無権限で営業秘密を取得・開示する行為に対しては, 罰則の適用があります (同法第 21 条)。

他方, 営業秘密のように完全に秘密とするものではなく, 特定の顧客等に対してのみ提供する (開示に厳格な制限のある) データを保護するため, 日本国の不正競争防止法は, 第 2 条第 7 項は, 「限定提供データ」に関し, 「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法 (電子的方法, 磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。) により相当量蓄積され, 及び管理されている技術上又は営業上の情報 (秘密として管理されているものを除く。) をいう」と定め, 同条第 1 項第 11 号ないし第 16 号は, 無権限で限定提供データを取得・開示する行為を禁止しています。

これらの条項は, いずれも極めて重要なものです。

特に, 秘密のノウハウを競争相手等に奪われることなく事業を展開・拡大しようとしているスタートアップや中小企業にとっては, 実際には, 不正競争防止法による法的保護に頼らざるを得ないことが多いのではないかと考えられます。

現実の事例を見ても, ライバル企業等が重要な従業員を誘惑して転職させ, それによって当該従業員から重要な営業秘密を入手するというようなことがしばしばあります。

しかし, 普通の民事訴訟の提起によってスタートアップや小企業が法的救済を得ようとしても自ずと限界があります。

それゆえ、国の経済政策の一環としてスタートアップの振興策を強化しようとするのであれば、スタートアップや小企業にとって有利となるような訴訟法の一部改正や罰則の強化によって対処する必要があるのではないかと思います。

この点の詳細に関しても、知的財産法の授業を受講して知識や理解を得るべきものなので、詳論を避けます。

4.5 データベースの保護

公権力主体がオープンデータとして提供するデータが、データ経済政策に大いに資するものだという考え方は、今回の授業の中でも冒頭部分で繰り返し説明したところです。

しかし、オープンデータは、そのままでは企業の競争力を生み出しません。なぜならば、誰でも平等にオープンデータにアクセスできるので、オープンデータを入手 (get) したというだけでは相対的優位にはなり得ないからです。

へたをすると、データを蓄積すればするほどデータベースシステム管理のためのコストや電力料金等のコストが上昇し、企業経営を圧迫することになります。

入手したオープンデータを二次利用して新たな製品やサービスを構築し、そのようなコストをずっと上回る利益をあげることができる企業でなければ、データ経済の中でオープンデータを活用しているとは言えません。

そして、そのような二次利用によって構築された新たな製品やサービスが知的財産権によって保護されなければ、独占的な利益 (専有権の保有) もあり得ないことになります。

二次利用によって構築された製品やサービスが新たに創作された著作物に該当する場合には、著作権法によって保護されます。そのような製品がサービスに新たな特許発明が含まれる場合には、特許法によって保護されます。公開されない営業秘密が含まれる場合には、不正競争防止法によって保護されます。新たな商標を構成するときは商標法によって、新たな意匠を構成するときは意匠法によって保護されます。

最大の問題は、オープンデータを蓄積して構築されるデータベースが法的保護の対象になるかどうかにあります。

データベースの権利をどのようなものとしてとらえるのかに関しては、各国の法制によって異なっています。

日本国の場合、制定法としては、著作権法第 12 条の 2 に定めるデータベースの著作物としての保護があります。同条の 2 第 1 項は「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する」と規定し、第 2 項は、「前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない」と規

定しているので、日本国法は、オープンデータを収集して構築されるデータベースの内容となっているデータ（オープンデータ）に関しては新たな権利が発生することではなく、その利用は使用許諾条件に服するものとしたまま、「データベースの設計」の部分についてのみ、もしそれが独創的なものであるとすれば、データベースの著作物として法的に保護するという制度を採用していることになります。

このことから、クラウド上のデータベースサービスをそのまま利用する場合には、データベース設計がクラウドサービス運営者（ベンダまたはプロバイダ）によって行われるものである以上、そのサービスの利用者にはデータベースに関し、データベースの著作物としての法的保護を受けることができません。

専有権を得たければ、第三者が提供するクラウドサービスを利用するのではなく、自前でクラウドプラットフォームとデータベースを設計・構築し、独自に運用しなければなりません。

2025 Printed in Japan

ISSN 2432-6089

法と情報雑誌 第10巻第7号（通巻第68号）

The Law and Information Magazine vol.10 no.7 (consecutive no.68)

2025年9月27日発行

発行者 夏井高人

発行所 法と情報研究会（代表 夏井高人）

東京都千代田区神田駿河台1-1

学校法人明治大学研究棟

（非売品）